

(案)

# 稻沢市一般廃棄物処理基本計画

2026（令和8）年度 → 2035（令和17）年度



2026（令和8）年3月

稲沢市



はじめに

# 内容

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の構成	3
4 計画期間	3
5 適用範囲	3
<b>第2章 稲沢市の概況</b>	<b>4</b>
1 人口の動向	4
2 産業の動向	8
3 関連する将来計画	10
<b>第3章 ごみ処理の現状</b>	<b>11</b>
1 ごみ・資源の分別区分及び収集体制	11
2 ごみ処理フロー	12
3 ごみ処理施設の概要	13
4 ごみ処理の実績	14
5 ごみ処理経費	25
6 ごみ減量及び資源化の取り組み状況	26
<b>第4章 ごみ処理に係る課題の抽出</b>	<b>33</b>
1 ごみの減量化の推進及びリサイクル率の向上	33
2 長期的なごみの安定処理に向けた効率化の推進	33
3 地域コミュニティの変化に対応したごみ出し環境の整備	33
4 ごみ処理施設の整備	34
<b>第5章 ごみ処理基本計画</b>	<b>35</b>
1 計画の基本理念・基本方針	35
2 基本施策	36
3 ごみの減量目標	40
4 ごみ処理に関する各主体の役割	43
5 家庭系ごみの種類及び分別の区分	44
6 ごみの適正な処理及びこれを実施する者	45
<b>第6章 生活排水処理の現状</b>	<b>46</b>
1 基本方針	46
2 生活排水の排出の状況	46
3 し尿処理施設の概要	47
4 生活排水の処理主体	48
<b>第7章 生活排水処理基本計画</b>	<b>49</b>
1 生活排水の処理計画	49
2 し尿・汚泥の処理計画	50
3 その他	51

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

本市では、2021（令和3）年9月に「稻沢市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指とする取り組みを進めています。

ゼロカーボンシティの実現に向けて、ごみ処理過程での温室効果ガス削減は重要な要素の一つです。

また、人口構造の変化や地域コミュニティの変容、隣接する一宮市とのごみ処理広域化などの社会変化が進むことにより、ごみの排出抑制及び適正処理は、今後益々求められる状況にあります。

そのような中、前期計画期間（2016年度から2025年度）においては、ごみの減量化が大きく進みました。しかしながら、その一方では資源回収量がそれを上回るペースで減少しています。これには、ライフスタイルの変化や民間資源回収場所の増加といった外部要因が大きく影響していると考えられますが、循環型社会の形成を目指すためには、資源の回収量を向上させる施策を講じていく必要があります。

また、本市の生活排水については、公共下水道、コミュニティ・プラント、浄化槽及び農業集落排水施設で処理していますが、処理率は約90.6%で、残りの9.4%は未処理のまま水路等に排出されているため、水質に影響を及ぼしているおそれがあります。

さらに、河川や水路は、治水対策として、土や植生によらないコンクリート張り等の護岸整備が進んできしたことから、自然の浄化機能を失いつつあると言えます。

市民にとって、快適で潤いのある生活環境を確保するためには、生活排水処理率の向上を図る必要があります。

以上のような状況を踏まえ、ごみ処理に関する総合的かつ中長期的な指針を示すものとして、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間を計画期間とする「稻沢市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、環境省が定める「ごみ処理基本計画策定指針」及び廃棄物処理法の「基本方針」に基づき、国の政策との整合性を取りながら、本市特有の課題や地域の特性に対応した内容を目指しています。

本計画を通じて、市民や事業者との協働を基盤とした、効率的かつ持続可能なごみ処理体制の構築を図るとともに、脱炭素による地球温暖化対策も講じながら、住みよい環境づくりに向けた総合的な取り組みを進めてまいります。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。) 第6条第1項の規定に基づき、本市区域内の一般廃棄物の処理について定める中長期計画です。

「稻沢市総合計画」及び「稻沢市環境基本計画」を上位計画とし、これらの計画と整合性を図りながら、長期的な視点に立った一般廃棄物の安定処理及び減量化、再生利用に係る推進方策を明確にします。

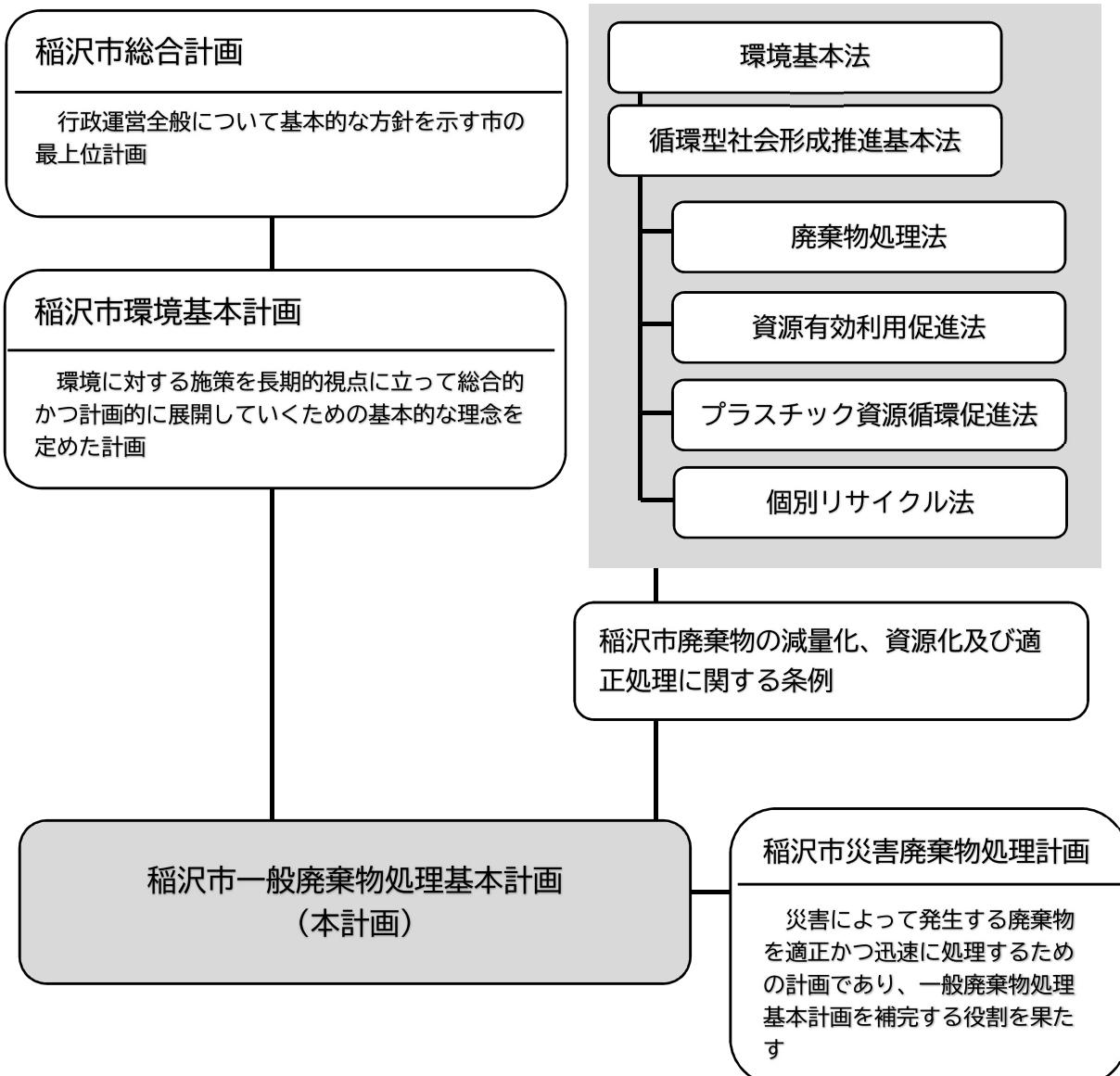


図1 本計画の位置づけ

## 3 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」及び廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成されます。

それぞれ、基本計画では廃棄物処理に関する基本的な事項について定め、実施計画では当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めます。

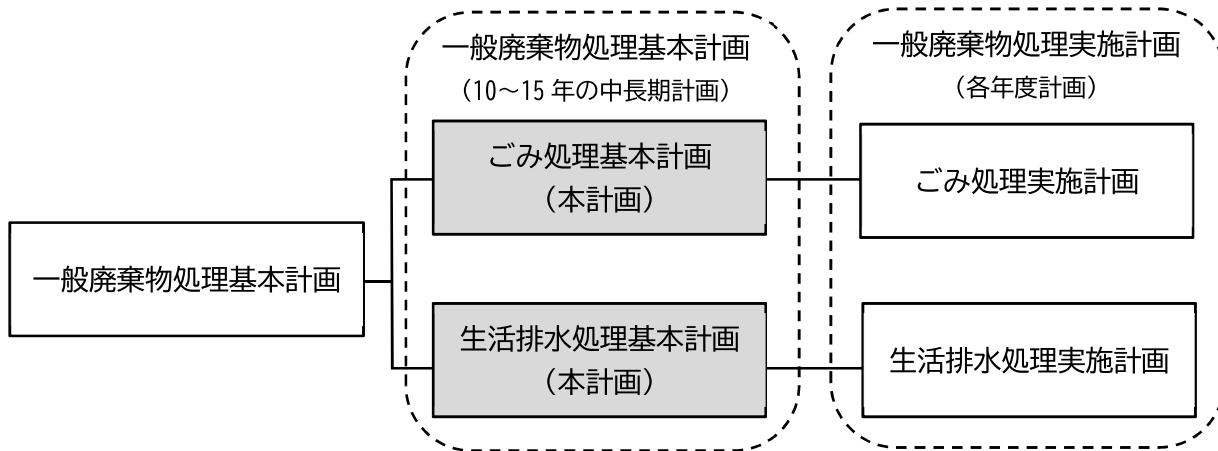


図2 本計画の構成

## 4 計画期間

計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。

なお、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」に基づき、概ね5年ごとに改定するほか、社会経済情勢や関係法令が大きく変化した場合は適宜見直しを行います。

表1 計画期間

年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
3次 計画	本計画期間（10年間）									
	点検・評価		見直し		点検・評価			策定		

## 5 適用範囲

### （1）対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

### （2）対象となる廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、本市内から発生するすべての一般廃棄物とします。

## 第2章 稲沢市の概況

### 1 人口の動向

#### (1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口は、高度経済成長期以降、増加していましたが、2005（平成17）年から2010（平成22）年にかけて、初めて減少に転じました。

出生数を死亡数が上回る社会状況が常態化する中、将来の人口減少は回避しようがない問題であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本計画期間である2026（令和8）年から2035（令和17）年にかけても、8千人に近い人口減少が見込まれています。

一方で世帯数は年々増加しており、核家族化や単独世帯の増加が進んでいることが分かります。このような人口減少、少子高齢化に伴う人口構造及び世帯構成の変化により、今後、本市のごみ処理や資源化を取り巻く環境も変化していくことが想定されます。

表2 人口及び世帯数の推移

	実績値											推計値	
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)
人口	138,174	137,918	137,592	137,052	136,887	136,315	135,586	134,556	133,697	133,054	132,431	125,107	120,772
世帯数	52,806	53,372	53,873	54,229	54,999	55,471	55,794	56,081	56,628	57,097	57,639	/	/

出典：実績値 稲沢市「住民基本台帳（各年度10月1日現在）」  
推計値 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」

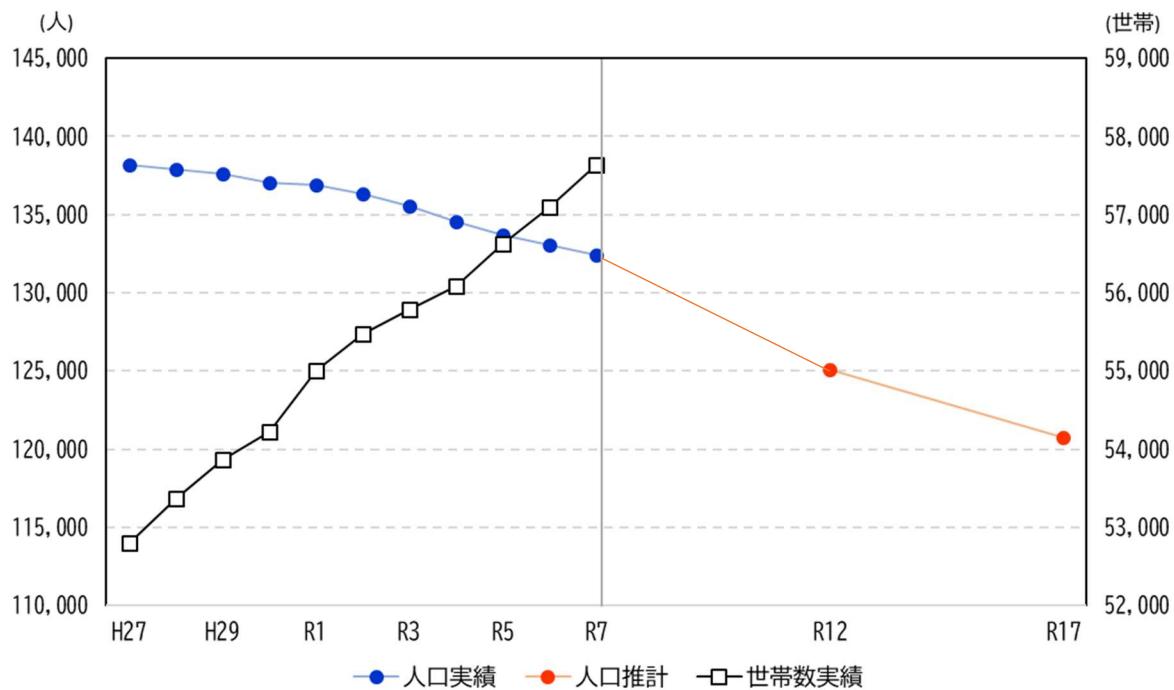


図3 人口及び世帯数の推移

## 第2章 稲沢市の概況

### (2) 人口構造

本市の2025(令和7)年度における年齢別的人口構成は、75歳以上が16.8%を占めています。

年少人口及び生産年齢人口が減少傾向である一方で、75歳以上の老人人口は増加し続けています。

ごみの収集と地域コミュニティには密接な関わりがあり、人口構造の変化が及ぼす影響を注視していく必要があります。

表3 人口構成の推移

年度	総人口	年少人口		生産年齢人口		老人人口		
		0~14歳	15~64歳	65~74歳	75歳~			
2015(H27)	138,174	18,748	13.6%	84,768	61.3%	19,369	14.0%	15,289
2016(H28)	137,918	18,494	13.4%	83,920	60.8%	19,405	14.1%	16,099
2017(H29)	137,592	18,220	13.2%	83,202	60.5%	19,257	14.0%	16,913
2018(H30)	137,052	17,895	13.1%	82,431	60.1%	19,030	13.9%	17,696
2019(R1)	136,887	17,601	12.9%	82,249	60.1%	18,559	13.6%	18,478
2020(R2)	136,315	17,444	12.8%	81,457	59.8%	18,464	13.5%	18,950
2021(R3)	135,586	17,128	12.6%	80,923	59.7%	18,364	13.5%	19,171
2022(R4)	134,556	16,741	12.4%	80,341	59.7%	17,496	13.0%	19,978
2023(R5)	133,697	16,238	12.1%	79,898	59.8%	16,667	12.5%	20,894
2024(R6)	133,054	15,917	12.0%	79,560	59.8%	15,833	11.9%	21,744
2025(R7)	132,431	15,525	11.7%	79,389	60.0%	15,269	11.5%	22,248

出典：稲沢市[住民基本台帳（各年度10月1日現在）]

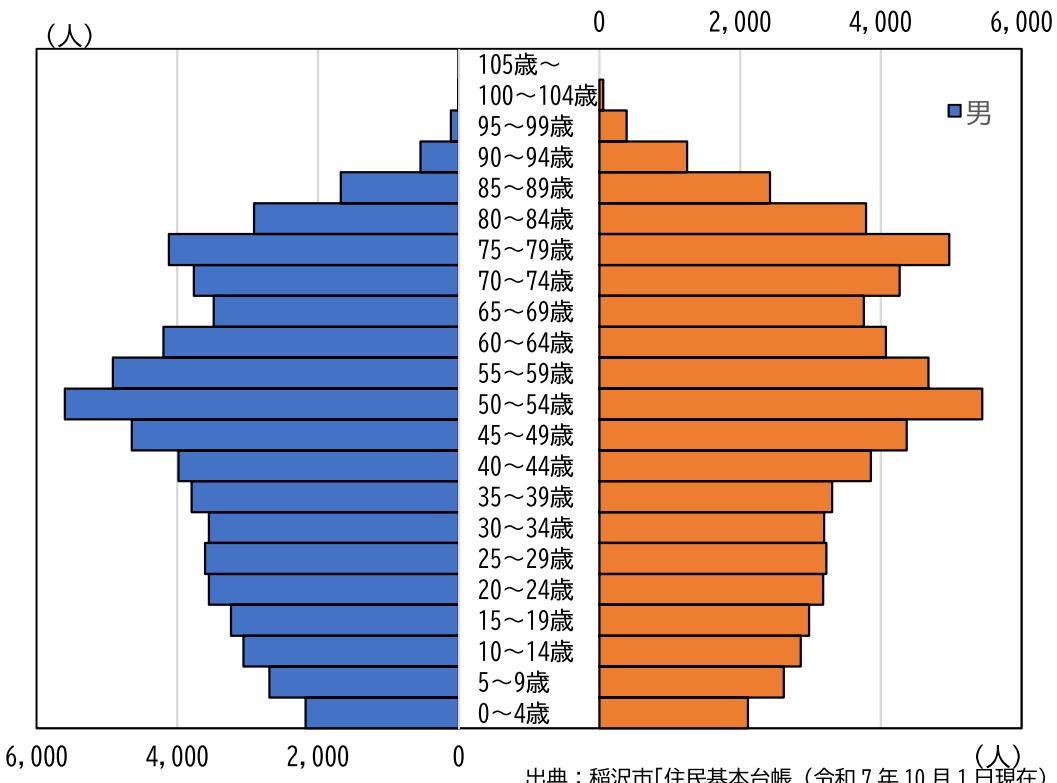


図4 2025(令和7)年10月1日現在の年齢別人口

### (3) 世帯構造

本市の世帯数は全体的に増加傾向にあり、核家族化や単独世帯の増加が進んでいます。

特に65歳以上の単独世帯の増加は顕著であり、単独世帯全体に占める割合も高くなっています。今後も高齢者世帯の増加が見込まれる中、ごみ出しを独立で行うことが困難な世帯への排出支援や資源の適切な排出機会の確保などを行っていく必要があります。

表4 世帯構成等の推移

(単位：世帯)

区分	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
総世帯数	47,489	49,927	51,909
核家族世帯数	29,316	31,094	32,136
その他の親族世帯数	7,671	6,555	5,529
非親族世帯数	348	407	456
単独世帯数	10,154	11,871	13,788
一世帯当たり人員(人)	2.87	2.74	2.60
65歳以上の単独世帯	2,930	4,134	5,039

出典：総務省[国勢調査（各年10月1日現在）]

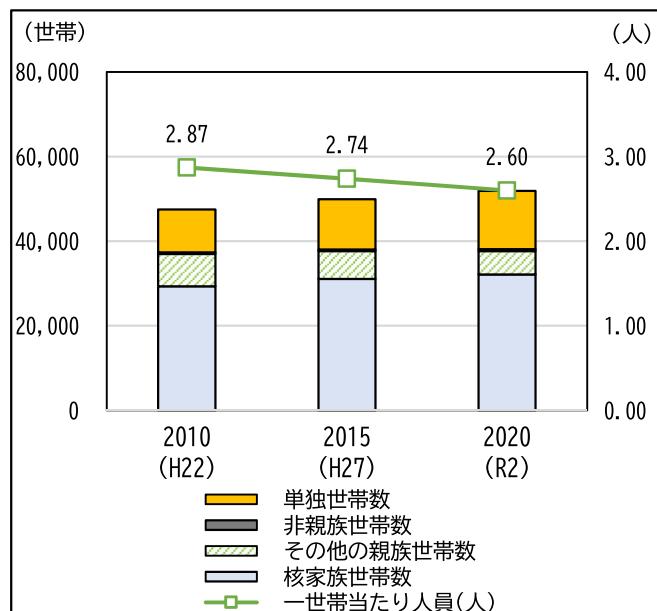


図5 世帯構成の推移

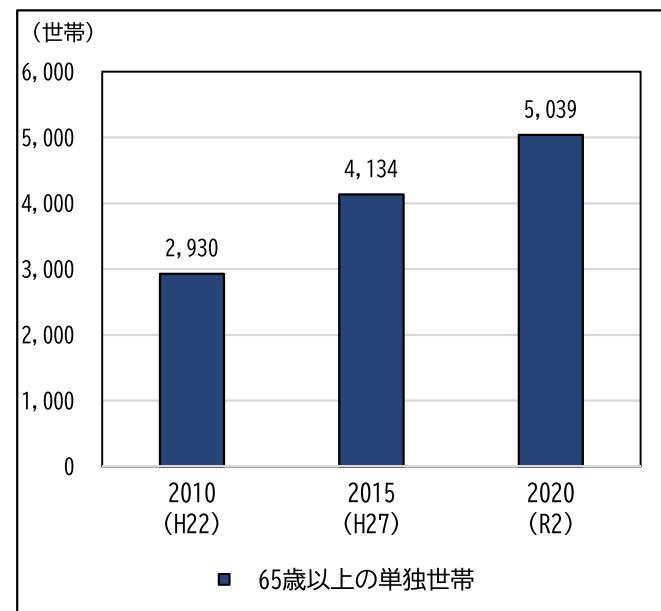


図6 65歳以上の単独世帯数の推移

### (4) 流動人口

本市における流入出人口及び昼夜間人口の状況は図7及び表5に示すとおりです。

昼夜間人口比率は、いずれの年も100%を下回っており、本市がベッドタウンであることがわかります。

本市は名古屋市に近接し、東部にJR稻沢駅（東海道本線）、中心部に名鉄国府宮駅（名古屋本線）が所在することから交通の利便性が高く、勤務者及び通学者が市外へ流出している状況がうかがえます。

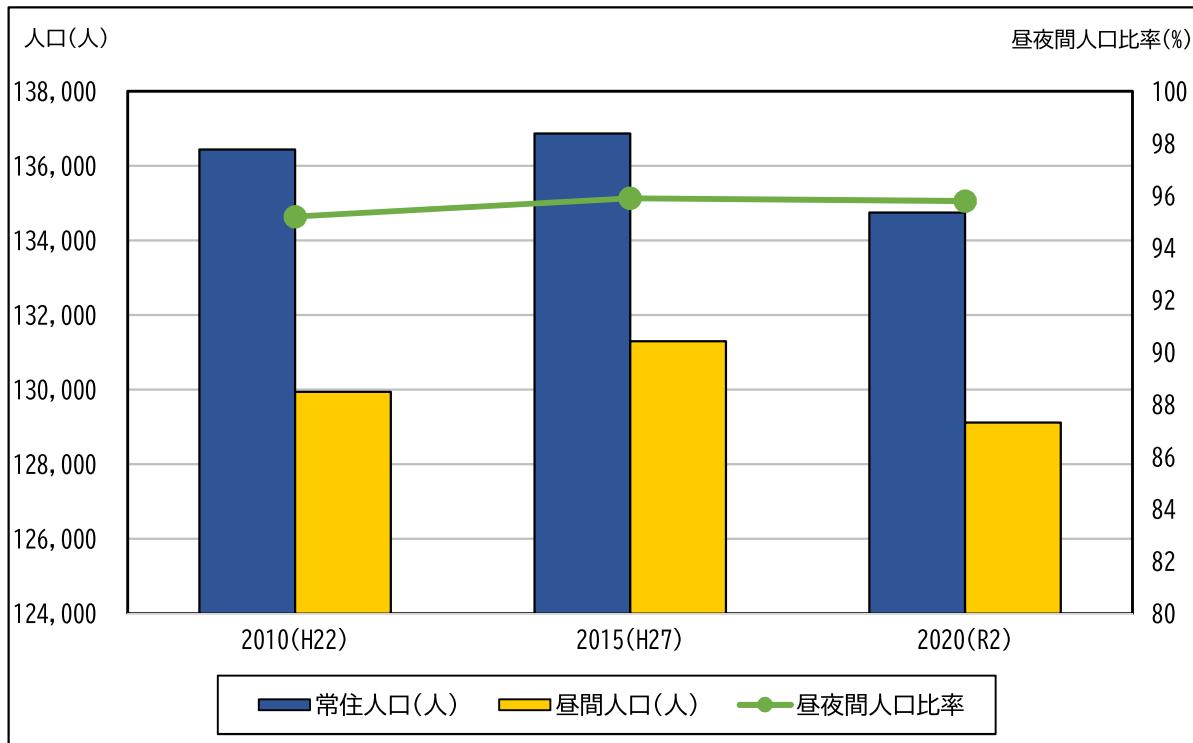


図7 昼夜間人口の状況

表5 流出入人口及び昼夜間人口の状況

年	常住人口(人)	流動人口			昼間人口(人)	昼夜間人口比率
		流出人口(人)	流入人口(人)	流入超過人口(人)		
2010(H22)	136,442	38,148	31,650	△ 6,498	129,944	95.2 %
2015(H27)	136,867	39,510	33,945	△ 5,565	131,302	95.9 %
2020(R2)	134,751	38,338	32,704	△ 5,634	129,117	95.8 %

出典：総務省[国勢調査（各年10月1日現在）]

### 2 産業の動向

#### (1) 産業構造

本市は、製造業に従事する人口が多く、機械器具、プラスチック、エレクトロニクスなど広い範囲の製造業が中心となっています。また、もう一方では全国有数の緑化木の産地としても知られています。

総就業者数は年々減少していますが、第三次産業の就業者数及び構成割合は増加傾向にあります。

表6 産業別就業者及び構成比の推移

区分	2010(H22)		2015(H27)		2020(R2)	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第一次産業	3,337	4.8%	2,974	4.3%	2,556	3.8%
第二次産業	20,355	29.3%	20,128	29.5%	19,652	29.1%
第三次産業	41,063	59.1%	41,744	61.2%	43,253	64.0%
分類不能	4,743	6.8%	3,398	5.0%	2,122	3.1%
総就業者数	69,498	100.0%	68,244	100.0%	67,583	100.0%

出典：総務省[国勢調査（各年10月1日現在）]

#### (2) 産業別の傾向

##### ア 工業

事業所数は、2013（平成25）年から2022（令和4）年の10年間で12事業所増加しています。

従業員数及び製造品出荷額等は、2016年以降に一時的な増加があったものの、その後は減少に転じており、2013（平成25）年から2022（令和4）年の10年間でみると減少傾向にあります。

表7 工業事業所数等の推移

区分	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
事業所数	324	322	333	309	294	298	289	283	333	336
従業員数(人)	19,029	19,428	19,312	19,407	20,000	20,312	19,342	18,197	18,336	18,440
製造品出荷額等(千万円)	97,815	84,172	89,032	114,192	108,002	92,224	79,453	67,406	68,116	70,677

出典：2020（令和2）年まで 総務省[工業統計調査]

2021（令和3）年以降 総務省[経済構造実態調査]

※2014（平成26）年までは各年12月31日現在、2015（平成27）年以降は各年6月1日現在

## 第2章 稲沢市の概況

### イ 商業

本市は、大型商業施設が複数立地し、市外からも買い物客が訪れる環境にあります。

事業所数及び従業員数は2016（平成28）年には増加したものの、その後は減少に転じています。

一方で年間商品販売額は増加傾向にあります。

表8 商業事業所数等の推移

区分	2012(H24)	2016(H28)	2021(R3)
事業所数	872	935	801
従業員数(人)	6,805	8,731	8,560
年間商品販売額(百万円)	208,783	376,694	428,965

出典：総務省[経済センサス活動調査]

※2012年は2月1日現在、2016年以降は各年6月1日現在

### ウ 農業

本市は、緑化木の産地として知られており、近年は減退傾向にあるものの、依然として多くの緑化木が生産されています。また、祖父江地区はぎんなんの大産地として知られています。

経営耕地面積は2015（平成27）年に大きく減少しましたが、田と樹園地については2020（令和2）年に増加に転じています。一方で畠については、2015（平成27）年の減少以降、変化はみられません。

農家数及び農業従事者数は減少傾向が顕著ですが、特に販売農家数については、2010（平成22）年から2020（令和2）年の10年間でほぼ半減しています。

表9 経営耕地面積等の推移

	2010(H22)	2015(H27)	2020(R2)
経営耕地面積(ha)	1,954	1,388	1,660
田(ha)	1,141	768	1,021
畠(ha)	701	536	536
樹園地(ha)	113	84	103
農家数(戸)	4,170	3,585	2,992
販売農家数(戸)	1,974	1,447	1,014
自給的農家数(戸)	2,196	2,138	1,978
農業従事者(人)	5,307	3,550	2,396

出典：農林水産省[農林業センサス（各年2月1日現在）]

表10 特産農作物の収穫量

区分	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
緑化木(本)	12,401	10,594	10,510	9,395	8,193
ぎんなん(t)	172	218	213	276	261

出典：緑化木 愛知県[緑化木生産状況・需要動向調査結果]  
ぎんなん 農林水産省[特産果樹生産動態等調査]

### 3 関連する将来計画

#### (1) 第6次稲沢市総合計画（稲沢市ステージアッププラン）

中長期的な視点に基づき市政全般の基本的な方針を示す総合計画です。本市が策定するすべての計画の最上位に位置し、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度を計画期間としています。本計画に関連する部分として、市民、事業者、行政の協働により、主にリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組み、循環型社会の形成を目指すことが基本的な方針として掲げられています。

#### (2) 第3次稲沢市環境基本計画

長期的視野に立って総合的かつ計画的に環境に関する施策を展開するための基本的な指針を示す計画です。第3次は2019（令和元）年度から2028（令和10）年度を計画期間としています。

表11 第3次稲沢市環境基本計画における環境目標及び施策方針

環境目標		施策方針
1	未来につながる 「地球温暖化の防止」	脱炭素社会の推進
		(1) 再生可能エネルギーの利用促進 (2) 建築物の省エネ対策の促進 (3) 次世代自動車の普及
2	環境にやさしい 循環型社会の構築	省資源・省エネルギー化の推進
		(1) エコライフの推進 (2) グリーン購入の推進
3	人と自然がふれあえる 快適な環境の創出	廃棄物の発生抑制と適正処理
		(1) 廃棄物の減量化 (2) 廃棄物の適正処理
4	安心して暮らせる 地域社会の確立	リサイクルの推進
		(1) 廃棄物のリサイクルの推進 (2) 雨水などの有効利用
5	環境意識を向上させる 活動の推進	豊かな自然環境の保全・創出
		(1) 多様な生態系の保全・創出
		人と自然のふれあいの確保
		(1) ふれあいの推進
		公害の防止
		(1) 大気汚染の防止 (2) 水質汚濁の防止 (3) 土壤汚染の防止 等
		環境教育・環境学習の推進
		(1) 環境教育の充実 (2) 環境学習の推進
		環境保全活動やまちの美化の推進
		(1) 環境に関する情報収集と提供 (2) 各主体の活動の推進

環境目標2「環境にやさしい循環型社会の構築」には、本計画と関連する施策方針が掲げられています。各方針に関する基本施策として、本計画に定めている内容を表12に示します。

表12 本計画に定める基本施策

施策方針	本計画に定める基本施策内容
廃棄物の発生抑制	○食品ロスの削減
廃棄物の適正処理	○発火性危険物の別収集の徹底 ○ごみ出しマナーに関する情報発信
廃棄物のリサイクルの推進	○プラスチックの資源化の推進 ○バイオマスの資源化の推進 ○ミックスペーパーの資源化の推進 ○パートナーシップによる資源化の推進 ○拠点回収の拡充の検討

## 第3章 ごみ処理の現状

### 1 ごみ・資源の分別区分及び収集体制

本市におけるごみ・資源の分別区分及び収集体制は表13に示すとおりです。

表13 ごみ・資源の分別区分及び収集体制

分別区分		収集方法	収集頻度(体制)
ごみ	可燃ごみ	指定袋によるステーション収集	週2回(直営・委託)
	不燃ごみ		月2回(直営・委託)
	粗大ごみ	事前申込みによる有料戸別収集	週1回(委託)
	発火性危険物※1	任意の透明袋によるステーション収集	週2回(直営・委託)
資源	プラスチック製容器包装※2	指定袋によるステーション収集	週1回(委託)
	紙類	①分別収集 ・収集容器等によるステーション収集 ・行政区単位で実施 ②地域ステーション ・収集容器等によるステーション収集 ・指定の日曜日に公共施設で実施 ③拠点回収	①月1回(委託) ②年39回(委託) ③隨時
	新聞紙・チラシ		
	雑誌		
	段ボール		
	牛乳パック		
	ミックスペーパー		
	布類	①地域ステーション ②拠点回収	①年39回(委託) ②随时
	ガラスびん類		
	無色		
	茶色		
	緑色		
	その他の色		
	金属類		
	スチール缶・小物の鉄類	①地域ステーション ②拠点回収	①年39回(委託) ②随时
	アルミ缶		
	ペットボトル	③拠点回収	随时
	植物性食用油		
	蛍光管		
	乾電池		
	小型家電		
	インクカートリッジ		
	水銀使用製品(温度計・血圧計・体温計)		
	羽毛ふとん		

※1 スプレー缶、カセットボンベ、モバイルバッテリー、充電式電池内蔵の小型家電、ライター類

※2 2026(令和8)年度からプラスチック製品との一括回収を予定しています

上記のほか、ごみについては排出者自ら環境センターに直接搬入することができます。

なお、事業活動に伴って排出されたごみについては、自己搬入又は市の許可業者に収集運搬を依頼する必要があります。

### 2 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローを図8に示します。

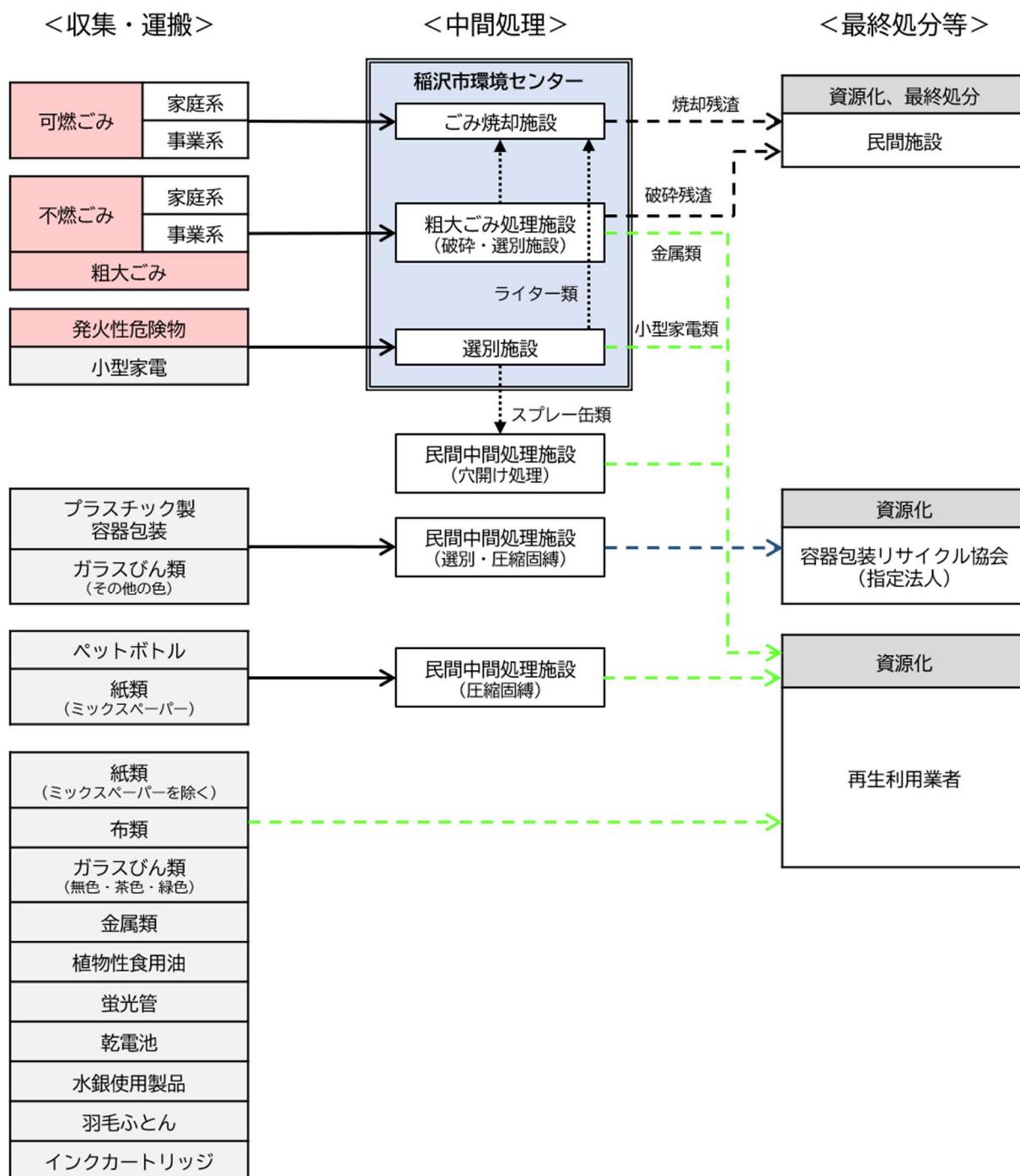


図8 ごみ処理フロー (2026年3月現在)

## 3 ごみ処理施設の概要

本市が所有するごみ処理施設の概要を表14及び表15に示します。

ごみ焼却処理施設から発生する余熱は、発電、施設の暖房及び場外の余熱利用施設への供給等で利用されています。

表14 ごみ焼却処理施設の概要

名称	稻沢市環境センター
所在地	稻沢市中野川端町74番地
竣工	2000（平成12）年3月 ※2016（平成28）年3月基幹的設備改良工事完了
設計施工	株式会社荏原製作所
総事業費	11,450,980,000円（消費税3%含む）
構造規模	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 15,313.67m <sup>2</sup>
処理能力	180t/24h (60t/24h×3炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
余熱利用	場内：施設内電力消費、給湯、暖房 場外：売電、老人憩いの家へ熱供給（給湯）
運転・維持管理	単年度運転委託

出典：稻沢市[清掃事業概要(2024年度)]

表15 粗大ごみ処理施設の概要

名称	焼却処理施設と同様
所在地	焼却処理施設と同様
竣工	2000（平成12）年3月
設計施工	株式会社荏原製作所（設備は株式会社栗本鐵工所製）
総事業費	焼却処理施設に含む
構造規模	焼却処理施設と同様
処理能力	50t/5h [45t/5h：横型回転（不燃）、5t/5h：2軸せん断（可燃）]
処理方式	不燃・粗大ごみ：破碎・選別・保管 (横型回転式破碎機・2軸せん断破碎機)
運転・維持管理	焼却処理施設と同様

出典：稻沢市[清掃事業概要(2024年度)]

## 4 ごみ処理の実績

### (1) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量の実績を表16、図9に示します。

経年変化を見ると、1人1日当たりのごみ排出量は徐々に減少しており、2024(令和6)年度は過去10年間で最も少ない数値となりました。

表16 ごみ排出量の実績

(単位:t)

区分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
家庭系	可燃ごみ	収集	22,949	22,692	22,573	22,449	22,972	23,228	23,015	22,771	21,650	20,887
	持込	266	349	373	360	318	268	219	195	230	237	
	計	23,215	23,041	22,946	22,809	23,290	23,496	23,234	22,966	21,880	21,124	
	不燃ごみ	収集	1,820	1,721	1,760	1,883	1,735	1,981	1,791	1,612	1,532	1,405
	持込	912	870	961	1,042	1,053	1,186	1,086	978	1,003	939	
	計	2,732	2,591	2,721	2,925	2,788	3,167	2,877	2,590	2,535	2,344	
	発火性危険物										29	
	粗大ごみ	81	88	90	90	106	128	118	132	118	124	
	計	26,028	25,720	25,757	25,824	26,184	26,791	26,229	25,688	24,533	23,621	
	事業系	可燃ごみ	7,490	7,667	7,452	6,968	7,082	6,176	6,412	6,376	6,360	6,214
	不燃ごみ	113	116	94	155	110	135	118	75	76	72	
	計	7,603	7,783	7,546	7,123	7,192	6,311	6,530	6,451	6,436	6,286	
	浄化槽汚泥		1,789	1,832	1,757	1,785	1,813	1,807	1,773	1,773	1,720	1,722
	資源		6,184	5,774	5,421	5,142	4,902	4,911	4,703	4,466	4,142	3,924
	総排出量		41,604	41,109	40,481	39,874	40,091	39,820	39,235	38,378	36,831	35,553
	計画処理人口(人)		138,174	137,918	137,592	137,052	136,887	136,315	135,586	134,556	133,697	133,054
	1人1日当たりのごみ排出量(g)		823	817	806	797	800	800	793	781	753	732
	1人1日当たりのごみ排出量(浄化槽汚泥を除く)(g)		787	780	771	761	764	764	757	745	718	697
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く)(g)		515	511	513	516	523	538	530	523	501	486

出典：稲沢市[清掃事業概要(各年度)]

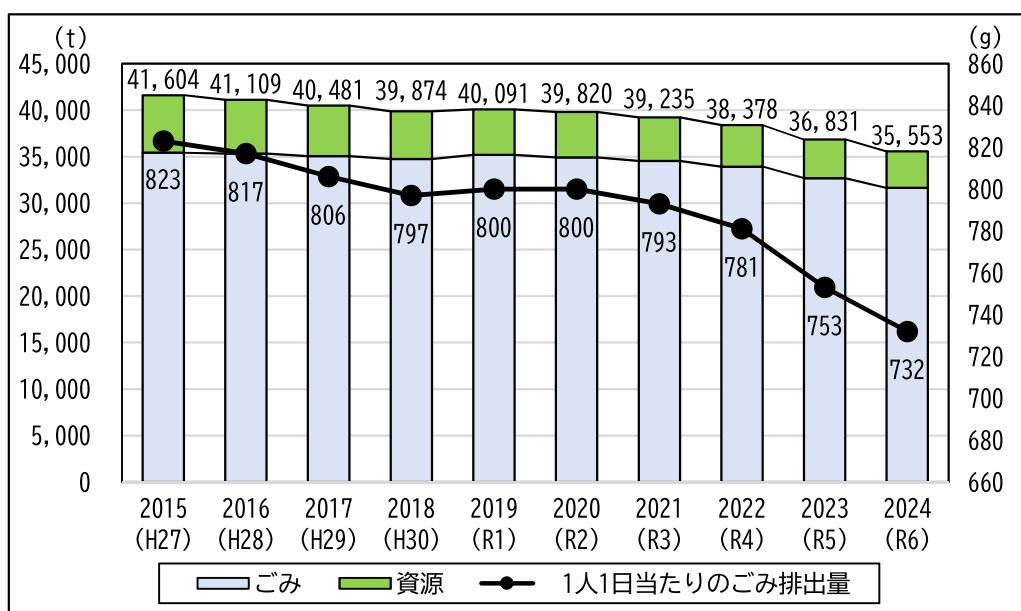


図9 ごみ排出量の実績

#### (2) ごみの組成

##### ア 可燃ごみ

本市の可燃ごみの組成調査結果を表17、図10に示します。

重量比でみると「可燃ごみ」の組成割合が最も大きく、2023（令和5）年度では73.8%を占めています。

一方、資源化が可能なものは24.9%で、どちらの組成割合も2018（平成30）年度の調査結果から大きな変化はみられません。

「可燃ごみ」に含まれる「手つかず食品」の組成割合は、2018（平成30）年度の6.0%から2023（令和5）年度の3.2%とほぼ半減しています。

表17 可燃ごみの組成調査結果の推移

分類		2018(H30)		2023(R5)	
		重量(kg)	重量比(%)	重量(kg)	重量比(%)
可燃ごみ	生ごみ	206.9	34.1	104.6	34.4
	手つかず食品	36.1	6.0	9.8	3.2
	リサイクルできない紙類	85.7	14.1	45.2	14.9
	草木類	66.0	10.9	14.9	4.9
	その他可燃	49.4	8.1	50.0	16.4
資源	プラスチック製容器包装	27.4	4.5	15.2	5.0
	ミックスペーパー	61.1	10.1	25.1	8.3
	その他リサイクルできる紙類	27.8	4.6	16.0	5.3
	布類	37.9	6.3	18.4	6.1
	ペットボトル	—	—	0.5	0.2
不燃ごみ		8.1	1.3	4.3	1.3
合計		606.4	100.0	304.0	100.0

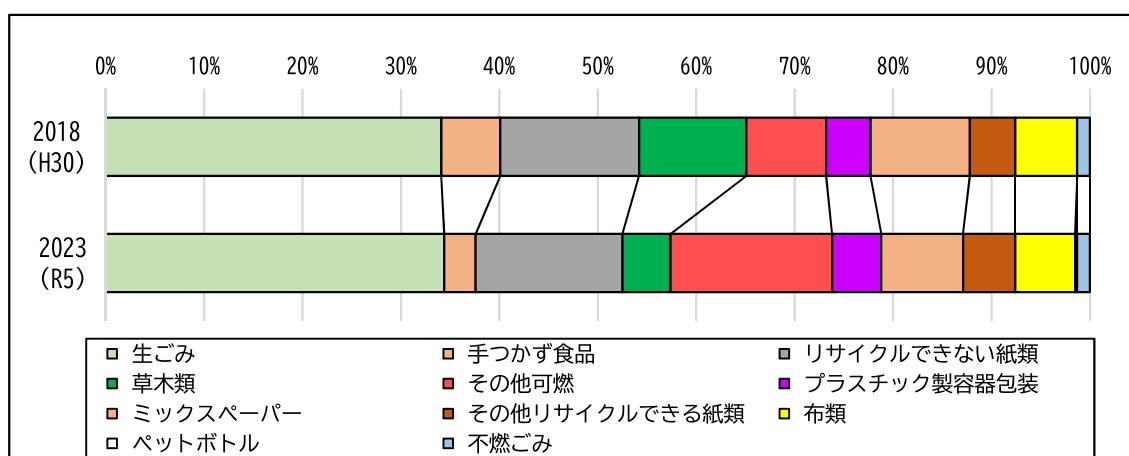


図10 可燃ごみの組成調査結果の推移

### 第3章 ごみ処理の現状

#### イ 不燃ごみ

本市の不燃ごみの組成調査結果を表18、図11に示します。

重量比でみると「不燃ごみ」の組成割合が最も大きく、2023（令和5）年度では71.0%を占めています。

資源化が可能なものは、2023（令和5）年度では17.3%を占め、2019（令和元）年度の22.2%から減少しています。

表18 不燃ごみの組成調査結果の推移

分類		2019(R1)		2023(R5)	
		重量(kg)	重量比(%)	重量(kg)	重量比(%)
不燃ごみ	硬質プラスチック製品	80.3	23.3	61.8	19.1
	陶磁器・ガラス製品	40.9	11.9	41.2	12.7
	家電製品	52.6	15.3	30.5	9.4
	その他不燃	58.1	16.9	96.3	29.8
資源	プラスチック製容器包装・ペットボトル	4.8	1.4	16.8	5.2
	金属類・ガラスびん類	45.3	13.2	21.0	6.5
	スプレー缶	3.3	1.0	3.3	1.0
	小型家電	20.1	5.8	13.0	4.0
	蛍光管	1.6	0.5	1.8	0.6
	乾電池	0.9	0.3	0.0	0.0
可燃ごみ		32.5	9.4	34.6	10.7
処理困難物		3.9	1.0	2.9	1.0
合計		344.3	100.0	323.2	100.0

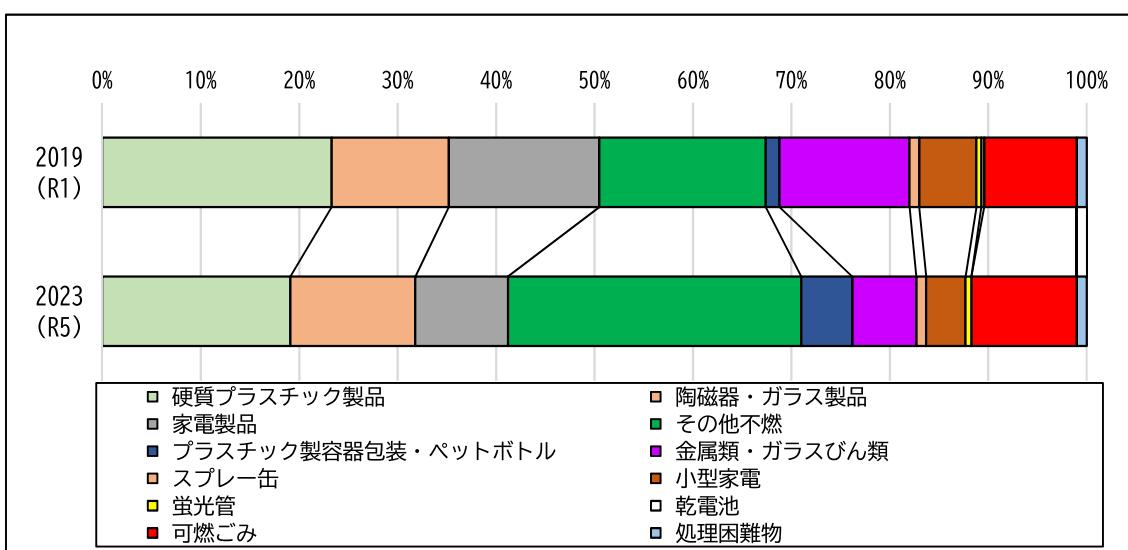


図11 不燃ごみの組成調査結果の推移

#### ウ 発火性危険物

本市の発火性危険物の組成調査結果を表19、図12に示します。

組成調査は、発火性危険物別収集の導入初年度である2024（令和6）年度に9回実施しました。

組成割合の9割近くを「スプレー缶類」が占めています。

表19 発火性危険物の組成調査結果

スプレー缶類		リチウムイオン電池使用製品		ライター類		不適物		計	
重量(kg)	重量比(%)	重量(kg)	重量比(%)	重量(kg)	重量比(%)	重量(kg)	重量比(%)	重量(kg)	重量比(%)
865.3	86.2	51.9	5.2	39.5	3.9	47.7	4.7	1,004.4	100.0

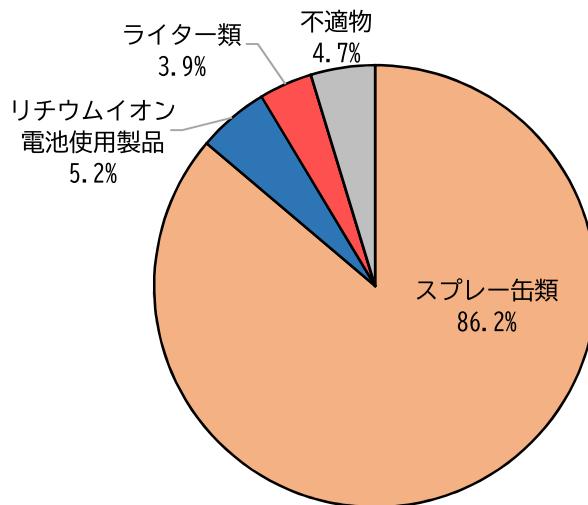


図12 発火性危険物の組成調査結果

#### (3) 市で処理していない一般廃棄物

##### ア 特定家庭用機器（家電4品目）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）において、再商品化の対象となる家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫・保冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、同法に基づくりサイクルが必要であるため、市では受入れを行っていません。

##### イ 適正処理困難物及び排出禁止物

稻沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第17条で規定する適正処理困難物及び同条例第19条で規定する排出禁止物は、ごみ処理実施計画において定めます。

主な品目は次のとおりとし、排出者自らが製造・販売事業者等に引き渡し、適正に処理するものとしています。

主な品目
消火器、オートバイ、在宅医療廃棄物（注射針などの鋭利なもの）、農薬・化学薬品、機械オイル、塗料類、タイヤ、自動車部品、バッテリー、ガスボンベ、フロン類使用製品、FRP船、金庫（大型・耐火）、ピアノ、温水器、漬物石、浴槽、火薬類、農業用機械、ウッドデッキ、うすなど

### 第3章 ごみ処理の現状

#### (4) 資源の内訳

##### ア 品目別の資源収集量の内訳

本市の品目別資源収集量の内訳を表20、図13に示します。

資源の総収集量は年々減少しています。特に「新聞・チラシ」、「雑誌」の減少が顕著である一方、「ミックスペーパー（旧区分名：雑がみ）」は2024（令和6）年度から回収対象を拡大した結果、増加に転じています。

表20 品目別の資源収集量の内訳

(単位:t)

区分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
プラスチック製容器包装	1,725	1,700	1,662	1,609	1,588	1,623	1,595	1,535	1,472	1,444
新聞・チラシ	1,691	1,515	1,347	1,212	1,098	969	934	865	757	684
雑誌	803	692	615	578	533	532	475	445	403	325
段ボール	476	451	443	423	396	431	406	384	356	314
牛乳パック	30	29	28	28	27	30	28	27	26	24
ミックスペーパー	173	173	172	166	164	163	159	153	147	195
布類	253	219	207	197	186	219	199	178	154	144
ガラスびん類	608	572	542	521	500	521	500	485	449	429
スチール缶・小物の鉄類	134	126	120	119	124	126	114	108	102	97
アルミ缶	77	76	71	68	69	73	70	66	62	59
ペットボトル	177	180	173	176	171	172	170	168	164	158
植物性食用油	4	4	5	5	6	6	7	6	5	7
蛍光管・水銀製品					1	2	2	1	1	1
乾電池	33	34	34	36	36	39	39	40	38	39
小型家電	1	2	2	3	4	6	5	5	6	6
合計	6,184	5,774	5,421	5,142	4,902	4,911	4,703	4,466	4,142	3,924

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

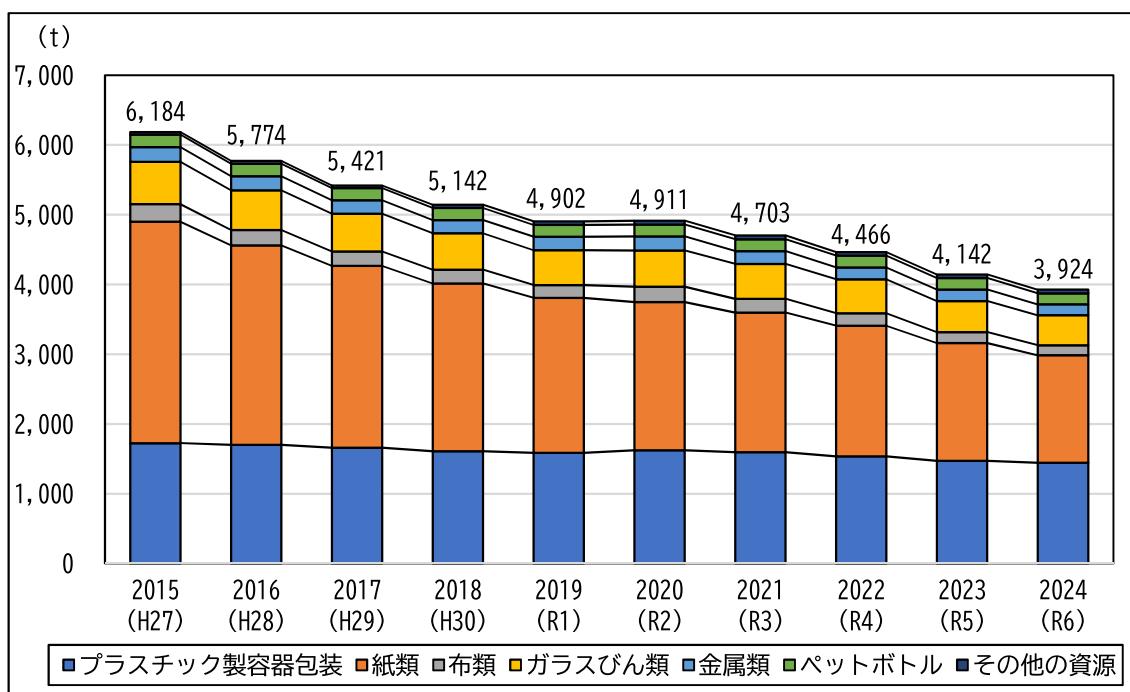


図13 品目別の資源収集量の内訳

#### イ 回収方法別の資源収集量の内訳

本市の回収方法別資源収集量の内訳を表21、図14に示します。

資源の収集量は年々減少しており、2024（令和6）年度は過去10年間で最も少ない数値となっています。特に町内回収資源の減少が顕著ですが、その一方で、拠点回収資源は増加しています。

表21 回収方法別の資源収集量の内訳

(単位:t)

区分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
収集資源	プラスチック製容器包装	1,725	1,700	1,662	1,609	1,588	1,623	1,595	1,535	1,472	1,444
町内回収資源 (分別収集)	紙類	3,051	2,761	2,511	2,326	2,147	2,040	1,921	1,801	1,619	1,471
	布類	238	207	195	187	176	202	183	165	140	126
	ガラスびん類	582	548	517	498	477	492	472	457	425	400
	金属類	203	194	184	180	179	185	172	163	153	128
	ペットボトル	173	175	168	172	167	167	165	163	159	153
地域ステーション 回収資源	計	4,247	3,886	3,575	3,363	3,145	3,086	2,913	2,749	2,495	2,279
	紙類	122	93	83	73	64	76	74	64	60	59
	布類	15	12	10	9	9	13	13	11	10	10
	ガラスびん類	26	22	22	21	20	26	25	23	20	22
	金属類	8	6	6	6	7	7	7	6	6	5
	ペットボトル	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	植物性食用油	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
拠点回収資源	計	176	138	126	113	104	127	123	109	100	101
	紙類	6	11	7	7	9	8	9	9	9	12
	布類	1	1	1	1	3	3	3	3	4	8
	ガラスびん類	1	3	3	3	4	3	5	4	6	
	金属類	1	1	1	6	6	5	5	6	22	
	ペットボトル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	植物性食用油	3	4	4	5	5	5	6	5	4	6
	蛍光管・水銀製品				1	2	2	1	1	1	1
	乾電池	33	34	34	36	36	39	39	40	38	39
	小型家電	1	2	2	3	4	6	5	5	6	6
	計	36	49	57	57	65	76	71	73	74	100
資源総収集量		6,184	5,774	5,421	5,142	4,902	4,911	4,703	4,466	4,142	3,924

\*端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

### 第3章 ごみ処理の現状

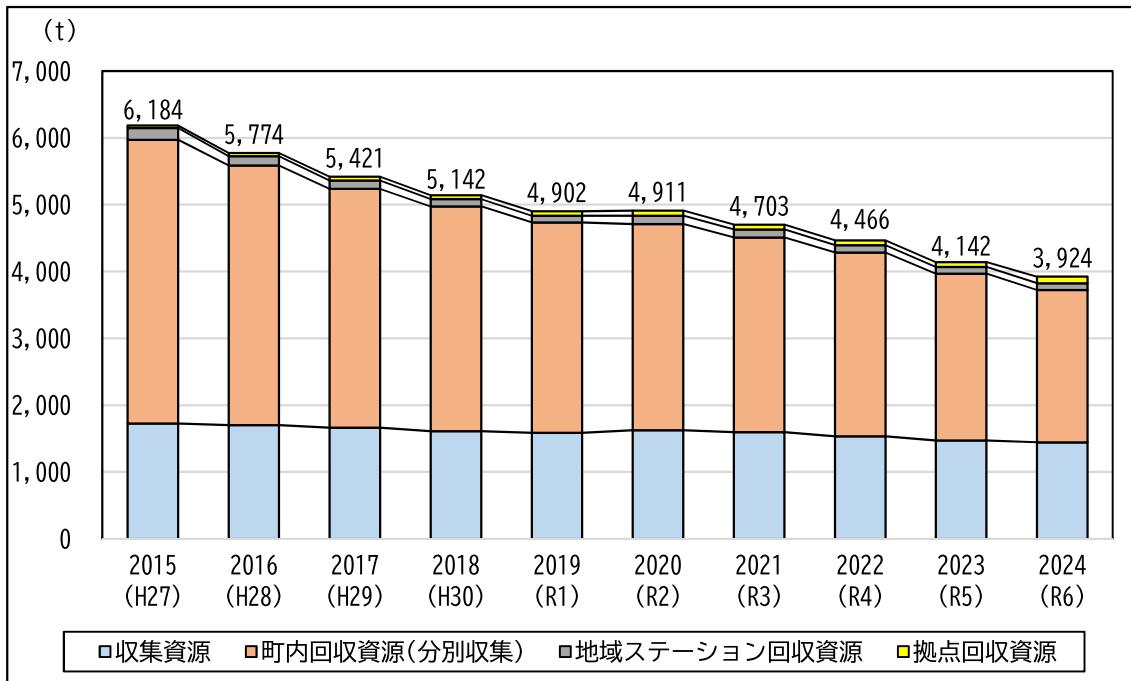


図14 回収方法別の資源収集量の内訳



収集資源（ごみ集積場所での収集）



町内回収資源（各行政区での収集）



地域ステーション回収資源（公共施設での収集）



拠点回収資源（公共施設での常設回収）

#### (5) 中間処理の実績

##### ア 環境センターごみ焼却処理施設

本市の環境センターごみ焼却処理施設の処理量の実績を表22、図15に示します。

2024（令和6）年度のごみ焼却施設処理量は過去10年間で最少の数値となりました。

2019（令和元）年5月に発生した粗大ごみ処理施設の火災事故の影響により、2019（令和元）年度から2020（令和2）年度にかけて不燃物類の処理量が大きく減少しています。

表22 ごみ焼却処理施設の処理量の実績

(単位:t)

区分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
直接焼却	可燃ごみ	30,705	30,708	30,398	29,777	30,372	29,672	29,646	29,342	28,240	27,340
破碎処理残渣	可燃物類	1,681	1,635	1,695	1,850	1,115	1,461	1,944	1,800	1,780	1,562
	不燃物類	665	606	645	683	90	330	623	513	464	516
浄化槽汚泥		1,789	1,832	1,757	1,785	1,813	1,807	1,773	1,773	1,720	1,722
ごみ焼却施設処理量 計		34,840	34,781	34,495	34,095	33,390	33,270	33,986	33,428	32,204	31,140
焼却処理残渣	主灰	3,598	3,882	3,707	3,783	3,333	3,422	3,677	3,453	3,659	3,341
	飛灰処理物	846	872	844	860	895	836	839	842	813	814
計		4,444	4,754	4,551	4,643	4,228	4,258	4,516	4,295	4,472	4,155
残渣率(%)		12.8	13.7	13.2	13.6	12.7	12.8	13.3	12.8	13.9	13.3
計画処理人口(人)		138,174	137,918	137,592	137,052	136,887	136,315	135,586	134,556	133,697	133,054
1人1日当たりのごみ焼却量(g)		689	691	687	682	666	669	687	681	658	641

出典：稻沢市[清掃事業概要(各年度)]

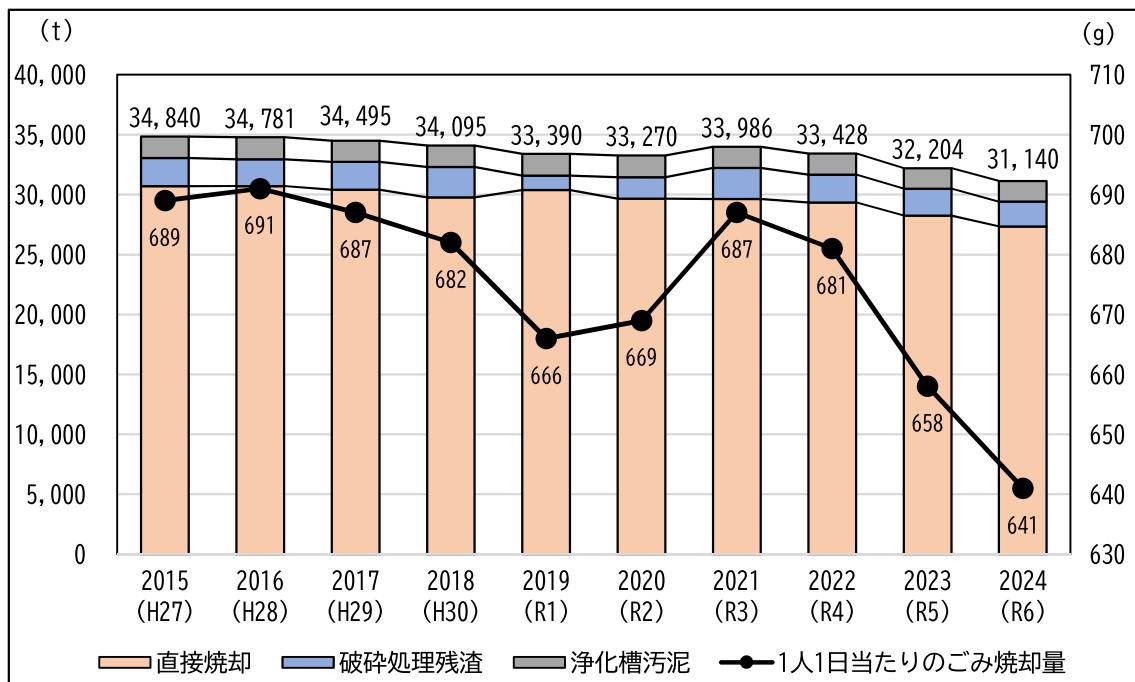


図15 ごみ焼却処理施設の処理量の実績

### 第3章 ごみ処理の現状

#### イ 環境センター粗大ごみ処理施設（破碎処理施設）

本市の環境センター粗大ごみ処理施設の処理量の実績を表23、図16に示します。

不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理前に選別し、金属類等の資源回収を行っています。また、破碎処理後の工程においても、鉄類・アルミ類を機械選別し、資源化に努めています。

2024(令和6)年度の粗大ごみ処理施設搬入量は過去10年間で最少の数値となりました。

2019(令和元)年5月に発生した粗大ごみ処理施設の火災事故の影響により、2019(令和元)年度から2020(令和2)年度にかけて他市及び民間事業者への委託処理が発生しています。

表23 粗大ごみ処理施設の処理量の実績

(単位:t)

項目		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
搬入量	不燃ごみ	2,845	2,707	2,815	3,080	2,898	3,302	2,995	2,665	2,611	2,415
	粗大ごみ	81	88	90	90	106	128	118	132	118	124
	計	2,926	2,795	2,905	3,170	3,004	3,430	3,113	2,797	2,729	2,539
破碎処理量 (処理後残渣)	可燃物類	1,681	1,635	1,695	1,850	1,115	1,461	1,944	1,800	1,780	1,562
	不燃物類	665	606	645	683	90	330	623	513	464	516
	金属類	537	530	533	589	80	268	431	387	393	364
	計	2,883	2,769	2,873	3,122	1,285	2,059	2,998	2,700	2,637	2,442
委託処理量		/	/	/	/	/	1,441	1,118	/	/	/
資源回収量 (破碎前選別)	廃金属	/	/	/	/	188	158	69	63	55	59
	小型家電	43	26	31	48	88	95	46	34	37	38

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

出典：稲沢市[清掃事業概要(各年度)]

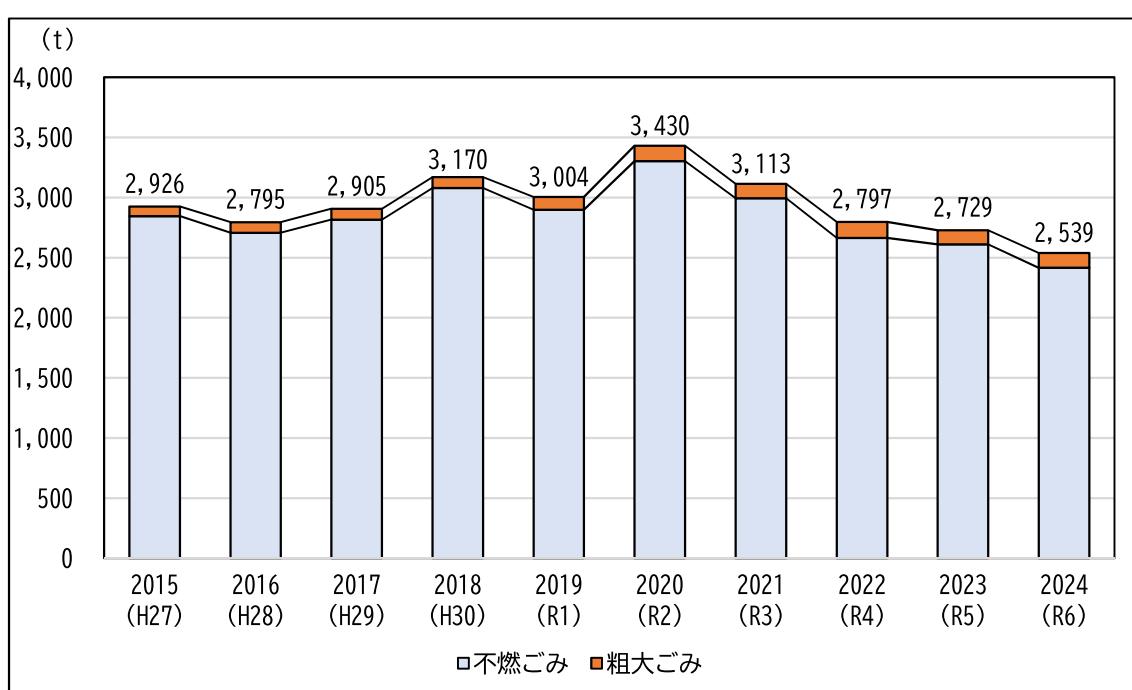


図16 粗大ごみ処理施設の処理量の実績

### 第3章 ごみ処理の現状

#### ウ 環境センター処理ごみ分析結果

環境センターにおける処理ごみの分析結果の推移を表24、図17、図18に示します。

表24 環境センター処理ごみの分析結果の推移

(単位：%)

区分		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
化学組成	水分	54.1	57.1	55.9	59.8	59.1
	可燃分	41.6	38.1	39.8	36.0	36.8
	灰分	4.3	4.8	4.3	4.2	4.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
物理組成	紙類	56.0	54.1	59.4	54.8	50.1
	ビニール類	17.9	16.1	17.7	17.4	19.3
	草木類	2.6	2.9	2.2	4.9	4.1
	厨芥類	19.7	20.7	16.4	17.5	23.7
	不燃物	0.3	0.2	0.2	1.0	0.4
	その他	3.5	6.0	4.1	4.4	2.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：稻沢市[清掃事業概要(各年度)]

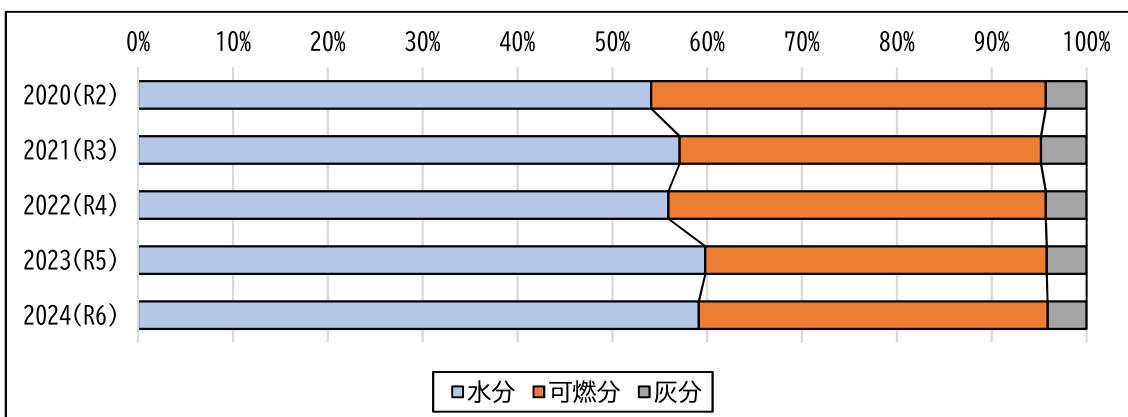


図17 環境センターごみ量の分析結果（化学組成）

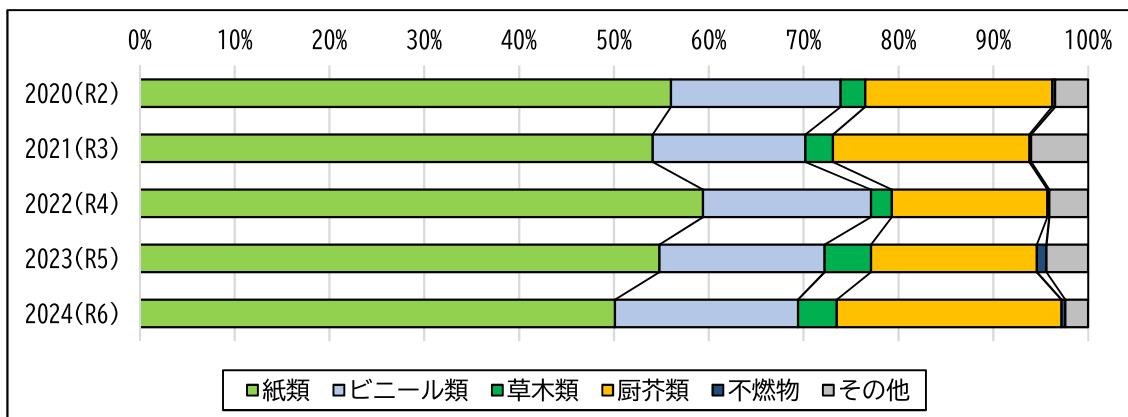


図18 環境センターごみ量の分析結果（物理組成）

### 第3章 ごみ処理の現状

#### (6) 最終処分の実績

本市の最終処分の実績を表25、図19に示します。

焼却残渣及びキレート処理された飛灰は、最終処分場で埋立処分をしています。

2011（平成23）年度からは焙焼、2018（平成30）年度からはセメント化による資源化を行っており、埋立処分量の減量化を図っています。

表25 最終処分の実績

（単位:t）

項目	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
埋立処分量	3,758	4,274	4,058	3,862	3,442	3,472	3,732	3,404	3,782	2,745
資源化量	686	480	493	391	394	393	294	293	297	890
計	686	480	493	781	786	786	784	891	690	1,410
最終処分量 計	4,444	4,754	4,551	4,643	4,228	4,258	4,516	4,295	4,472	4,155

出典：稻沢市[清掃事業概要(各年度)]

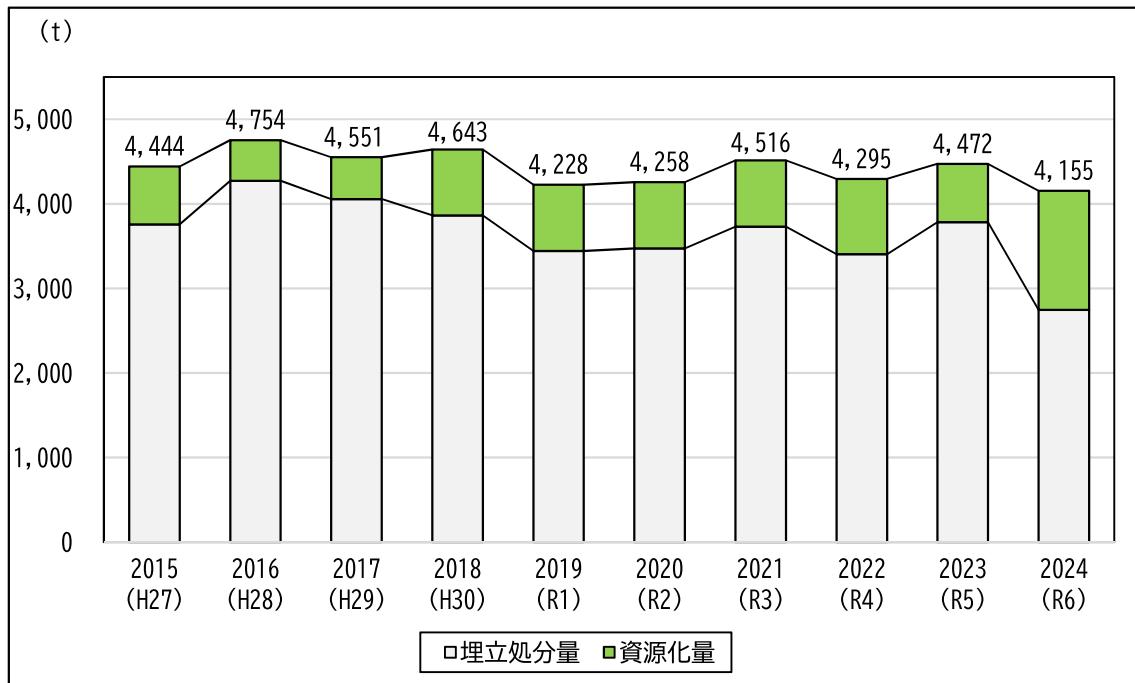


図19 最終処分の実績

## 5 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費を表26、図20に示します。

基幹的設備改良工事を行った2015（平成27）年度及び粗大ごみ処理施設の火災事故に伴う復旧工事を行った2019（令和元）年度から2020（令和2）年度にかけては、中間処理費に建設改良費が計上されているため、ごみ処理経費が大きく増加しています。

表26 ごみ処理経費の推移

項目	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
ごみ処理経費	収集運搬費	283,711	276,992	277,955	279,887	283,829	282,698	286,209	292,534	300,306
	中間処理費	1,884,787	649,218	641,575	673,577	838,232	2,441,480	610,540	647,172	682,607
	最終処分費	102,143	105,445	103,659	102,305	90,857	91,882	95,626	94,094	93,576
	計	2,270,641	1,031,655	1,023,189	1,055,768	1,212,917	2,816,061	992,376	1,033,800	1,076,489
一般会計決算額	47,247,246	44,862,012	42,740,381	46,997,759	46,746,861	65,329,458	49,375,199	51,357,746	50,539,976	58,005,978
一般会計決算額に占める割合(%)	4.8	2.3	2.4	2.2	2.6	4.3	2.0	2.0	2.1	2.0
計画処理人口(人)	138,174	137,918	137,592	137,052	136,887	136,315	135,586	134,556	133,697	133,054
年度中処理量(t)	35,420	35,335	35,060	34,732	35,189	34,909	34,532	33,912	32,689	39,063
1t当たりの処理費用(円)	64,106	7,480	7,703	8,861	20,658	80,669	28,738	30,485	32,931	29,053
1人当たりの処理費用(円)	16,433	7,480	7,436	7,703	8,861	20,658	7,319	7,683	8,052	8,529

※端数処理のため、合計値と内訳が必ずしも一致しない場合あり。

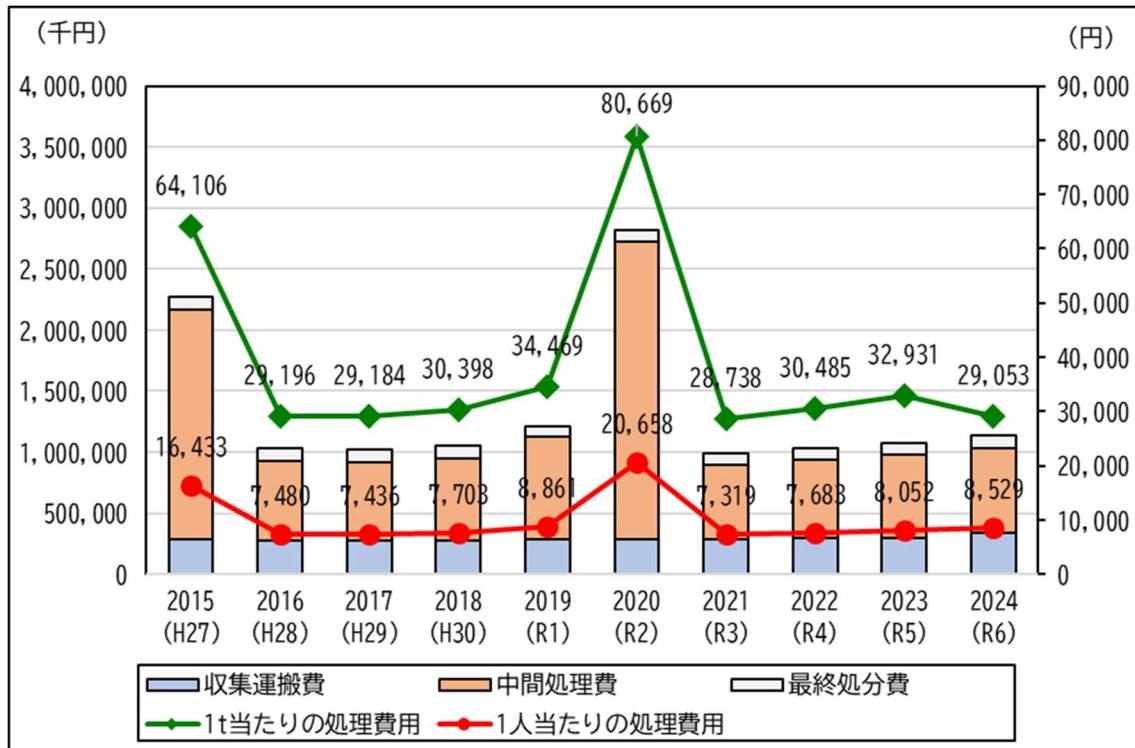


図20 ごみ処理経費の推移

## 6 ごみ減量及び資源化の取り組み状況

### (1) 発生・排出抑制及び資源化の取り組み

ごみの発生・排出抑制及び資源化のために実施してきた主な取り組みを表27に示します。

表27 ごみの発生・排出抑制及び資源化に向けた取り組み

取り組み	開始時期	内容
集団回収事業奨励金制度を開始	1991(H 3)年 10月	
廃棄物減量等推進審議会設置	1992(H 4)年 10月	
生ごみ堆肥化容器購入費補助制度を開始	// 年 11月	
リサイクル資源の分別収集事業を開始	1994(H 6)年 1月	稻沢地区より順次拡大 1996(H 8)年 12月 旧稻沢市全域 1997(H 9)年 4月 旧祖父江町全域 1998(H10)年 10月 旧平和町全域
不用品紹介制度を開始	1995(H 7)年 10月	不用品を譲りたい市民と、譲り受けたい市民を紹介制度によって市が仲介する ※2024(R6)年度をもって廃止
乾電池の拠点回収を開始	1997(H 9)年	回収ボックスを設置
ペットボトルの分別収集を開始	1998(H10)年 1月	
透明ごみ袋制度を導入	// 年 4月	
地域ステーション収集の開始	// 年 10月	指定の日曜日に公共施設の駐車場で資源回収
雑がみの分別収集を開始	2000(H12)年 4月	2024(R6)年 7月よりミックスペーパーに改称
白色トレイの回収を開始	// 年 10月	2005(H17)年度よりプラスチック製容器包装に統合
植物性食用油の地域ステーション収集を開始	2003(H15)年 4月	
ごみの祝日収集の開始	//	
市町村合併に伴う奨励金制度の変更	2005(H17)年 4月	
粗大ごみの有料戸別収集を開始	//	
プラスチック製容器包装のステーション収集を開始	// 年 10月	稻沢・小正地区より順次拡大 2006(H18)年 4月 下津・大里西・大里東 // 年 10月 明治・千代田 2007(H19)年 4月 祖父江・平和
資源とごみの分別辞典を発刊	2006(H18)年 2月	
ごみ処理基本計画を策定	// 年 3月	
環境センター搬入手数料の改定	2008(H20)年 4月	150円/10kgに改定
レジ袋削減に向け市内事業者と協定を締結	2009(H21)年 1月	
指定ごみ袋制度を導入	// 年 4月	可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装(15・30・45ℓ)
エコショップ制度認定店の募集を開始	2010(H22)年 6月	
焙焼による焼却残渣の資源化を開始	2011(H23)年 4月	
粗大ごみリユース展示会の開催	// 年 6月	リユース家具の展示配布 ※2013(H25)年度をもって中止

### 第3章 ごみ処理の現状

表27 ごみの発生・排出抑制及び資源化に向けた取り組み（つづき）

取り組み	開始時期	内容
環境センター搬入手数料の改定	2012(H24)年 4月	200円/10kgに改定
小型家電の拠点回収を開始	2014(H26)年 4月	回収ボックスを設置 環境センターではパソコンの受入れも開始
植物性食用油の拠点回収を開始	// 年 9月	回収ボックスを設置
段ボールコンポスト推進事業を開始	2015(H27)年 3月	基材・マニュアルの無料配布 段ボールコンポスト講座の開催
ふれあい収集を開始	// 年 4月	ごみ出しが困難な世帯を対象とした戸別収集
工コ料理教室開催	2016(H28)年 3月	
環境センターでリサイクル資源の拠点回収を開始	// 年 4月	
リターナブルびんの引渡しを開始	//	地域ステーション等で回収したガラスびんから再利用可能なびんを回収
水銀使用製品の拠点回収を開始	2018(H30)年 3月	体温計、温度計、血圧計の回収ボックスを設置
セメント化による焼却残渣の資源化を開始	// 年 4月	
フードドライブ開催	// 年 10月	以降毎年度開催
羽毛ふとんのリサイクルを開始	//	環境センターで回収
蛍光管の拠点回収・地域ステーション収集を開始	2019(R 1)年 4月	環境センターに回収ボックスを設置
リユース文庫事業を開始	2020(R 2)年 7月	環境センターで回収したリユース本を無料配布
子ども用品リユース事業を開始	2022(R 4)年 4月	回収したベビー・子ども服と大型育児用品を環境センターで無料配布（服は児童館でも配布）
ポリプロピレンのリサイクルを開始	// 年 9月	環境センターで回収した衣装ケース等をリサイクル
環境センター搬入手数料の改定	2023(R 5)年 6月	スプリング入りマットレスの手数料改定 200円/10kgに3,000円/枚を加算
不用品リユースプラットフォーム「おいくら」との連携開始	// 年 11月	
稲沢市ごみ分別アプリ導入	// 年 12月	
ゼロカーボンシティいなざわ推進パートナーアイデア制度を開始	//	ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進に賛同する企業や団体等を認定
発火性危険物のステーション収集を開始	2024(R 6)年 4月	スプレー缶類、リチウムイオン電池使用製品、ライター類をまとめて収集
ごみボックス設置費補助金制度を開始	//	
ミックスペーパーの分別収集を開始	// 年 7月	雑がみの回収対象拡大に伴い区分名を変更
インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加	//	本庁と環境センターに回収ボックスを設置
ペットボトルの水平リサイクルを開始	2025(R 7)年 4月	
ダウンジャケットのリサイクルを開始	//	環境センターで回収

#### (2) 生ごみ減量化の取り組み

##### ア 生ごみ処理機等の購入費補助制度

本市では、家庭から出る生ごみの自家処理を推進し、ごみを減らすため、家庭用生ごみ処理機等の購入費補助制度を設けています。

**表 28 生ごみ処理機等購入費補助金交付件数**

項目	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
交付件数（件）	17	19	33	39	35	28	63
交付基数（基）	17	23	37	45	38	30	66
生ごみ処理機	9	11	21	23	19	20	51
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト)	7	10	13	20	18	7	13
密閉式発酵容器	1	2	3	2	1	3	2

##### イ 段ボールコンポストの普及促進

本市では、段ボールを使って生ごみを堆肥化する段ボールコンポストの普及促進に取り組んでいます。

環境センターでは、市民向けに段ボールコンポストのスタートセット（基材・マニュアル）を無料で配布しており、出前講座や小学生の施設見学でも紹介しています。

**表 29 段ボールコンポストスタートセット配布数**

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
配布個数	87	189	298	169	169

#### (3) リユースの推進

##### ア 子ども用品リユース事業

本市では、使用期間が短い子ども用品のリユースを推進することにより、ごみの減量化と子育て支援に取り組んでいます。

ベビーカー・チャイルドシートなどの大型育児用品やベビー服・子ども服を市が回収し、市の施設において希望者に無償配布することで、子育て世代のリユース意識の醸成を図り、将来のごみ減量化に繋げていきます。

表30 大型育児用品の受付実績

区分		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
ベビーカー	入庫数	45	29	57
	譲渡数	45	28	35
チャイルドシート	入庫数	69	46	60
	譲渡数	68	46	52
ベビーベッド	入庫数	40	39	22
	譲渡数	37	37	17
ベビーチェア	入庫数	29	22	39
	譲渡数	29	22	33
その他	入庫数	61	90	133
	譲渡数	60	88	118
計	入庫数	244	226	311
	譲渡数	239	221	255
申込件数		474	643	782

表31 ベビー服・子ども服の受付実績

	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
入庫数(着)	6,238	5,185	5,328
譲渡数(着)	2,568	3,800	3,859

#### イ リユース文庫

リサイクル資源として環境センターに持ち込まれた本のうち、まだ読めるものをリユース文庫として配布しています。リユースの推進を図るとともに、利用者に対する周知・啓発機会としても活用しています。

#### ウ 事業者と連携したリユースの推進

リユースに関するノウハウや独自のプラットフォームを有する事業者と連携することで、リユースの裾野を広げ、市民のリユース意識の醸成を図ります。

連携する事業者のリユース事業について、市は主体的に情報を発信し、市民が安心してリユースに取り組めるような環境を整えます。

#### (4) 分別・リサイクルの推進

##### ア 資源再生推進奨励金制度

本市では、地域コミュニティと連携して資源を回収しています。

リサイクルの推進及び地域コミュニティの活性化を図るため、市の分別収集に協力する行政区や独自で資源回収を実施する団体に対して、対象品目の回収量に応じた奨励金を交付しています。

### イ 拠点回収の実施

市民の排出機会を確保し、リサイクルを推進するため、市民センターや支所などの公共施設で、「小型家電」、「植物性食用油」、「乾電池」、「水銀製品」の拠点回収を行っています。

環境センターでは、「羽毛ふとん」や「インクカートリッジ」を含むさらに多品目の回収を行い、資源の有効利用を図っています。

### ウ ミックスペーパーの回収

2024（令和6）年7月に「雑がみ」の分別基準を見直し、それまで「リサイクルできない紙類」として焼却していたものを回収対象に加え、区分名も「ミックスペーパー」に変更しました。

これにより、感熱紙や防水加工紙などのいわゆる難再生古紙やプラスチックなどの異素材がついたままの紙類を資源として回収可能となり、分別基準もより分かりやすくなっています。

また、排出方法についても、ビニール袋に入れて出すことができるようになり、紙類を資源として排出しやすくなりました。

回収対象の拡大及び分別基準の緩和により、市民の分別負担の軽減を図り、紙類のリサイクルを推進します。

### エ ペットボトルの水平リサイクル

水平リサイクルとは、使用済み製品を原料として何度も同じ種類の製品に作り変えるリサイクル方法であり、資源の節約や環境負荷の低減といった点でカスケードリサイクル（品質の低下を伴うリサイクル）と比較して優れたリサイクルシステムであると言われています。

本市では、高度なリサイクル設備を有する事業者との連携により、回収したペットボトルをすべて同じペットボトルに水平リサイクルする取り組みを行っています。

リサイクル先の見える化により市民の分別意識の向上を図り、ペットボトルのリサイクルを推進します。

### オ 分別ルールの浸透に向けた広報活動

分別ルールの浸透のため、市広報、稻沢市資源とごみの分別辞典、ごみ・分別カレンダー、市ホームページ、市公式SNS、ごみ分別アプリなど多様な手段により広報を展開しています。

ごみ分別アプリについては、日本語、英語、中国語（簡体）、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語の7言語に対応しており、分別ルールが伝わりにくい外国人への広報手段として活用しています。

### カ 施設処理に伴う資源化

循環型社会の推進及び埋立処分量の減量化を図るために、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎残渣から鉄類・アルミ類を選別し、資源化に努めています。また、焼却残渣についても、焙焼やセメント化により民間施設での資源化を行っています。

## (5) 食品ロス削減に向けた取り組み

### ア フードドライブの推進

食品ロスの削減のため、稻沢市社会福祉協議会と連携してフードドライブに取り組んでいます。集まった食品は、市内子ども食堂運営団体を中心に引き渡され、必要とする方のもとへ届けられます。

表32 フードドライブの回収実績の推移

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
受付人数(人)	40	64	86	138	204	180	129
回収重量(kg)	425	580	711	3,349	2,707	2,743	1,519

#### (6) 多様性社会や社会課題に対応した取り組み

##### ア 高齢者世帯等へのごみ出し支援

要介護認定を受けた65歳以上の方で構成された世帯など、ごみ出しを独力でできない世帯を対象に、ごみや資源を自宅から直接収集する「ふれあい収集」を行っています。

収集時には収集員が声掛けによる安否確認を行い、何らかの異常が見受けられた場合には、ご家族や関係機関と連絡を取り、適切に対応しています。

「ふれあい収集」の実施件数は年々増加しており、今後も増加することが予想されます。

支援を必要とする方への周知を進め、高齢化や単独世帯の増加に伴う社会課題に対応する事業として維持・継続を図ります。

表33 ふれあい収集実施件数

	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
実施件数	1,088	1,756	2,297

##### イ 一時多量ごみへの対応

引越しや遺品整理などに伴って一時的に多量に発生するごみの処理について、無許可の回収業者を利用しないよう市ホームページや分別辞典等で周知しています。

特に民間事業者が提供する遺品整理サービスについては、少子高齢社会の進行や高齢者の独居の増加により、今後も社会的な需要が高まることが予想されます。

遺品整理サービスの一連の流れの中でごみの不適正処理が行われないよう、市民や事業者に注意を呼び掛けるとともに、市の一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、遺品整理関連の依頼に対応可能な事業者を市ホームページへ掲載することで、ごみの適正な処理を促しています。

##### ウ 発火性危険物の別収集

近年、ごみ処理工程において、モバイルバッテリーや電子タバコなどのリチウムイオン電池使用製品を原因とした火災事故が全国的に多く発生しています。

本市でも環境センターや収集車において同様の火災事故が発生しており、発火のおそれがあるごみの混入を防ぐため、スプレー缶類やリチウムイオン電池使用製品、ライター類を発火性危険物として区分し、ステーション収集しています。

リチウムイオン電池使用製品については、小型家電として拠点回収でも回収しています。

市民の排出機会を可能な限り多く確保することで、ごみへの混入防止及び適正処理に努めています。

### (7) 環境学習の推進

#### ア 環境センターの施設見学

主に市内小学校を対象に環境センターの施設見学を受け入れています。

施設内見学コースの案内やごみ処理工程の映像視聴、ごみ減量に関する座学等により、次世代を担う子どもたちの環境意識を向上させるとともに、子どもたちを通して各家庭への啓発を図ります。

#### イ 市役所出前講座

市民からの要望に応じて開設する市役所出前講座のメニューとして、主に「ごみ減量とリサイクル」をテーマに実施しています。

ごみの分野になるべく興味や関心を持っていただけるように、座学だけではなく、分別ゲームやごみに関するクイズ、段ボールコンポストの紹介など、体験や分かりやすさを意識した環境学習を推進しています。

また、学習がすぐに行動に結びつけられるよう、啓発資材として作成したミックスペーパー回収袋や発火性危険物回収袋、段ボールコンポスト基材等の配布も行っています。

#### ウ 啓発イベントの実施

各種イベントへの出展により、来場者への環境意識啓発を進めます。過去にはミックスペーパーを原料に製造されたオリジナルトイレットペーパーの配布やフードドライブの開催、リユース子ども服の配布会などを実施しました。

### (8) 事業者との連携

#### ア 事業者と連携したリユースの推進（再掲）

リユースに関するノウハウや独自のプラットフォームを有する事業者と連携することで、リユースの裾野を広げ、市民のリユース意識の醸成を図ります。

連携する事業者のリユース事業について、市が主体的に情報を発信し、市民が安心してリユースに取り組めるような環境を整えます。

#### イ 啓発イベントでの連携・協力

官民連携による啓発イベントや出張授業等により、民間企業の専門的な知識や経験を活かした積極的な広報を行います。過去には、稻沢市消費生活展への協力出展や民間企業からの講師派遣による市内小学校でのリサイクル啓発授業を実施しています。

#### ウ ゼロカーボンシティいなざわ推進パートナー制度

ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの推進に賛同する企業その他団体及び個人事業者をゼロカーボンシティいなざわ推進パートナーとして認定し、ごみの減量や資源循環などの取り組みを推進します。

# 第4章 ごみ処理に係る課題の抽出

## 1 ごみの減量化の推進及びリサイクル率の向上

ごみの減量化が順調に推移している一方、それを大きく上回るペースで資源回収量が減少していることから、リサイクル率の向上は本市の課題の一つです。資源回収量の減少には、民間の資源回収場所の増加といった外的要因の影響も考えられますが、ごみの組成調査の結果からは、依然として多くの資源がごみに混入していることが分かります。

分別ルールを市民一人ひとりに浸透させるため、社会構造や地域コミュニティの変化を念頭に置いた幅広い情報発信や環境教育について、柔軟に取り組んでいく必要があります。

また、現状ごみとして処分しているものを新たに資源化することも、ごみの減量化及びリサイクル率の向上に直接的に資する取り組みです。

特にプラスチック製品の分別収集及び資源化については、2022（令和4）年度に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、導入を前提とした準備を進めているところです。また、剪定枝の資源化など近隣自治体で導入実績があり本市でもごみの減量効果が見込める取り組みについては、導入に向けた調査・研究を進める必要があります。

ごみの減量化には産官学民の連携が不可欠であり、それぞれが主体的かつ相互連携して取り組む体制を構築していくことが重要と考えられます。

## 2 長期的なごみの安定処理に向けた効率化の推進

市が扱う一般廃棄物については何より安定的な処理が求められるところですが、人口減少や地域コミュニティの変容による社会構造の変化は、将来的なごみ処理体制の維持に影響を及ぼすことがあります。

特に労働人口が減少し、ごみ処理に携わる人材の確保も今後益々困難となることが予想される中、ごみ処理体制の見直しによる効率化は本市の長期的な課題であると言えます。

また、現状のごみ収集体制においては、ごみ集積場所の維持・管理に地域の協力が不可欠ですが、自治会加入率の低下や役員の高齢化等の問題が今後表面化していくことも想像されます。

将来にわたって持続可能なごみ処理体制を構築するため、DXの推進や民間企業の処理システムの導入等により、ごみ処理の効率化及びごみ収集体制の見直しを進めていく必要があります。

## 3 地域コミュニティの変化に対応したごみ出し環境の整備

単独世帯や共働き世帯、高齢者世帯の増加により、市民のごみ出し環境は変化しています。

世帯構造の変化に合わせて適切な排出機会を確保することは、リサイクル率の向上を図り、また、市民生活における利便性を高める上でも重要な課題であり、特に排出機会に優れた拠点回収については拡充を検討していく必要があります。

また、市民のごみ出しやごみ集積場所の維持・管理に係る負担を軽減するためには、ごみ出しマナー等の情報発信や分別基準の見直しなど、様々な角度から市民目線での改善及び取り組みを検討することが効果的であると考えます。

### 4 ごみ処理施設の整備

稻沢市環境センターは、2000（平成12）年3月に竣工してからおよそ25年が経過しており、基幹的設備改良工事を行っているものの、老朽化が進行している状況です。

新たなごみ処理施設の整備においては、国及び県によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の方針を踏まえ、本市と一宮市の2市で構成する「尾張西部ごみ焼却処理等広域化プロジェクト会議」を設立し、次期ごみ焼却処理施設の建設に向けて継続的に検討を進めています。

2025（令和7）年3月に策定した「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」においては、広域化の基本方針を次のように定めており、今後は基本方針を念頭に一宮市と具体的な協議を進め、広域処理の実現に向けた道筋を整備していく必要があります。

1. サーキュラーエコノミー（循環経済）を踏まえた、市民や事業者との協働による最適なごみ処理事業を推進する。
2. 廃棄物のエネルギー源の有効利用と最新の省エネルギー設備の導入等により、脱炭素化社会の実現に貢献する施設を整備する。
3. 最終処分量の最小化を図りつつ、環境負荷の少ない安定的なごみ処理体制を目指す。
4. 施設の強靭化により、災害時の廃棄物処理にも対応でき、ごみ発電を活用した地域のエネルギー拠点となる、災害に強い施設を整備する。
5. 市民の利便性を損なわずに、経済性と効率性を確保したごみ処理体制を構築する。

出典：一宮市・稻沢市[尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画(2025年3月)]

ごみ処理施設の建設に当たっては多大な費用が必要であるため、循環型社会形成推進交付金の活用が前提となります。

交付要件である「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」、「家庭系ごみ処理の有料化の検討」、「一般廃棄物会計基準の導入」については、本市においても進めていく必要があります。

また、施設の建設費用そのものを抑えるため、施設規模の算定に影響するごみの減量化を進めることが今後益々重要となります。

# 第5章 ごみ処理基本計画

## 1 計画の基本理念・基本方針

### (1) 基本理念

#### 地域にやさしい持続可能な循環型都市いなざわ

第4章で整理した本市の課題を踏まえ、本計画の基本理念として「地域にやさしい持続可能な循環型都市いなざわ」を掲げます。

長期的なごみの安定処理、そしてごみのさらなる減量化のためには、地域や社会の変化に柔軟に対応し、市民生活に寄り添った持続可能なごみ処理体制を構築していく必要があります。

将来のごみ処理広域化や2050年の「ゼロカーボンシティいなざわ」といった将来像を見据え、産官学民のパートナーシップによるごみ減量化及びリサイクル率の向上を一層推進とともに、ごみの分野から本市をより暮らしやすい街にしていくための取り組みを進めます。

### (2) 基本方針

#### ア 資源循環

これまで取り組んできた3R【リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）】の推進を軸とし、資源循環の拡大・効率化に向けた施策から、資源の消費とごみの発生を抑えた循環型都市の形成を目指します。

#### イ 持続可能

人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの変容、価値観の多様化といった社会的な変化は、将来的にごみの安定的な処理体制にも影響を及ぼす可能性があります。社会の変化に柔軟に対応し、長期的な視点に立った持続可能な処理体制の構築を目指します。

#### ウ むらしやすさ

世帯構成員の高齢化や単独世帯・共働き世帯の増加によって市民のライフスタイルは変化しています。ごみに関する多様な手段による情報発信や新たなごみ出し機会の確保など、ライフスタイルの変化に合わせた見直しを検討する必要があります。

市民の目線でごみ処理体制の在り方の検討を進め、ごみの分野から市民の安心と暮らしやすさを考えます。

#### エ パートナーシップ

循環型都市の形成に向けては、行政だけではなく、市民や事業者それぞれが強みや役割を活かし、取り組みを進めていく必要があります。

産官学民が主体的かつ相互連携して、循環型社会の推進に取り組むことができる体制の構築を目指します。

## 2 基本施策

### (1) ごみの減量化・資源循環に関する施策

#### ア プラスチックの資源化の推進

プラスチック製品について、現状では可燃ごみまたは不燃ごみとして処理していますが、2022（令和4）年度に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、本市においても、分別収集及び資源化の導入に向けた準備を進める必要があります。

将来的には、プラスチック製品とプラスチック製容器包装を一括で回収することで、効率的な資源化と市民の分別負担の軽減を目指します。

また、使い捨てプラスチック製品について、できるだけ使用しない生活様式を推奨するなど排出抑制に向けた情報発信を行います。

#### イ バイオマスの資源化の推進

本市が実施した家庭系可燃ごみの組成調査では、生ごみが重量ベースで4割近くを占めており、ごみの減量化のためには生ごみをターゲットとした減量施策を進めることができます。

具体的な取り組みとして、各家庭での生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機や段ボールコンポストの普及促進に努めます。

剪定枝を含む草木類は、環境センター処理ごみの物理組成分析結果において全体の4%程度を占めており、別収集及び資源化することができれば、ごみの減量化が大きく進むと考えられます。先行して資源化に取り組む自治体を調査・研究し、本市での導入の可能性を検討します。

#### ウ ミックスペーパーの資源化の推進

資源の総収集量が年々減少する中で、ミックスペーパーの回収量は、2024（令和6）年度に回収対象を拡大したことをきっかけとして大きく増加しています。

本市のごみの組成調査では、資源化可能な紙類が可燃ごみに相当量含まれることが分かっており、ミックスペーパーの回収に重点的に取り組むことが、ごみの減量に寄与すると考えられます。

#### エ 食品ロスの削減

フードドライブの実施や広報などを通じて市民のもったいない意識の醸成に努め、食品ロスの発生量を減少させていくことを目指します。また、食品の買いすぎを抑制するための周知啓発や3010運動などの取り組みに関する情報発信についても取り組んでいきます。

#### オ パートナーシップによる資源化の推進

資源化を推進するためには、市民や事業者とのパートナーシップが重要です。

本市では、地域協働による資源の分別収集事業に取り組んでおり、同事業での資源収集量は全体の半分以上を占めていることから、リサイクル率を向上させるためには、地域とのパートナーシップを深めていく必要があります。

地域では、主に分別への協力や集積場所の維持・管理、地域のネットワークを活用した啓発を、市では、収集資材の配布や奨励金の交付、分別ルールの広報等を行っており、連携しながらリサイクル率の向上を目指します。また、事業者とは、主にリサイクル技術の提供や広報、環境学習の面で協力関係を構築し、「ゼロカーボンシティいなざわ推進パートナー」の枠組みも活用しながら、共に資源化を推進します。

### (2) ごみ処理の効率化・安定処理に関する施策

#### ア DXの推進

ごみ処理体制について、将来的には、少子高齢化など社会構造の変化による影響が懸念される中で、循環型社会形成に向けた施策の推進や住民のごみ出しに関するニーズへの対応により、これまでより高いレベルでの処理体制が求められることが想定されます。

社会の変化に対応できる強靭なごみ処理体制を構築するためには、デジタル技術の活用が効果的であることが他の先進的な自治体の取り組みから分かっています。

本市においても、運行管理システムの導入や粗大ごみ有料戸別収集のオンライン受付、ごみ分別アプリの活用などについて検討を進めます。

#### イ ごみ収集方法の見直しの検討

本市では、主に「ステーション方式」によるごみ収集を行っていますが、ごみ集積場所を管理する自治会への加入率が低下し、また地域の高齢化が進む中で、今後、ごみ出しに関する問題が増加していくことが予想されます。

ごみ収集の方法として、ルート収集や戸別収集を導入することは、これらの問題に対して一定の解決をもたらす可能性がありますが、本市に適した収集方法であるかどうかを調査・研究し、慎重に検討を進める必要があります。

#### ウ 発火性危険物の別収集の徹底

ごみの収集運搬や破碎処理などの処理過程において、リチウムイオン電池使用製品が原因と考えられる火災事故が全国的に多発しています。ごみ処理施設での火災事故は、ごみの処理を長期間停滞させるとともに、代替となる処理手段の確保及び施設復旧に多大な費用を要することから、発火の危険があるごみを別収集し、適切に処理することは重要な課題です。

本市では、2024（令和6）年4月より、リチウムイオン電池を使用した製品やスプレー缶などの発火の危険があるごみを「発火性危険物」として区分し、ステーション収集していますが、不燃ごみなどへの混入が依然として見受けられます。

ごみへの混入を防ぐため、「発火性危険物」の別収集を市民に広く周知し、混入ごみの取り残しを強化することで、さらなる徹底を図ります。

また、多様な広報手段を活用し、市民一人ひとりの理解を深めていきます。

### (3) ごみ出し環境の整備に関する施策

#### ア 投点回収の拡充の検討

市民のライフスタイルが多様化し、単独世帯や共働き世帯が増加する中、排出日時が限られる収集方法では十分な排出機会を確保できない可能性があります。

公共施設等で実施する投点回収は、排出機会に優れた収集方法であり、本市においては乾電池や小型家電などの一部の品目で導入しています。

投点回収の対象品目や実施投点を拡充することは、市民の生活利便性を向上させるとともに、減少傾向にある資源回収量の増加にも寄与すると考えられます。

このため、投点回収のさらなる拡充について、積極的に検討を進めています。

### イ 高齢者世帯等へのごみ出し支援

高齢者世帯の増加に伴い、ごみ出しが独力では難しい世帯への支援や、資源の排出機会を確保することが重要です。

本市が実施する「ふれあい収集」は、要介護認定を受けた高齢者単独世帯など、日常的なごみ出しが困難な世帯を対象としたごみ出し支援事業です。対象世帯には収集員が定期的に訪問し、ごみ出しをサポートするとともに、安否確認を兼ねた声掛けも行っています。訪問時に異常が発見された場合には、ご家族や関係機関と連絡を取り、適切な対応を行います。

支援が必要な方々への周知をさらに進め、市民生活と密接なごみの分野を通じて、高齢化という社会課題に対応していきます。

一方で、「ふれあい収集」の実施件数は年々増加していることから、事業を維持・継続するためには、収集形態の見直しやDX等による収集の効率化にも取り組んでいく必要があります。

### ウ ごみ出しマナーに関する情報発信

ごみ集積場所の維持・管理は、地域コミュニティが担っていることから、利用者によるごみ出しマナーの遵守が地域コミュニティの負担軽減につながります。

本市では、地域からの要望に応じて、ごみ集積場所への掲示物や回覧用啓発チラシを個別に作成しており、地域が抱える問題に連携して取り組んでいます。

また、ごみ集積場所へのカラス被害など市内全域で共通の問題に対しては、市ホームページや市公式SNS等を活用し、広く情報を発信します。

地域コミュニティと協力した情報発信を通じて、市民一人ひとりにごみ出しマナーを浸透させ、より良い地域環境の実現を目指します。

## (4) ごみ処理施設の整備に関する施策

### ア ごみ処理体制の見直し

一宮市との広域処理施設整備は、本市の将来的なごみ処理体制に大きく影響するため、循環型社会形成推進地域計画等の状況に応じて様々な観点から見直しを進めていく必要があります。

ごみの収集においては、運搬距離が大きく増加する可能性があり、その場合には収集コースや車両台数など収集運搬体制の見直しが必要となります。新たな資源化品目の検討など、既存の分別区分についても併せて見直しを行い、ごみの減量化を進めることができ、収集運搬に係るコストの抑制につながります。

また、新たなごみ処理施設での受入れ基準について、2市の現有施設における受入対象ごみには相違点があるため、ごみ処理施設の設備仕様（破碎機の投入寸法等）を考慮した上で、必要に応じて基準の統一を図る必要があります。

広域化に向けた協議を進める中で、ごみ処理体制の見直しによる合理化を進め、広域化によるメリットを最大限受けられるようにします。

### イ 一般廃棄物会計基準の導入

一般廃棄物会計基準は、財務情報のうち一般廃棄物処理事業のみを切り出すことで、事業に係る会計を客観的に把握することが可能なコスト分析手法です。

事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者に事業の理解を得るために意義があるとされています。

2019（平成31）年3月に循環型社会推進交付金取扱要領が改訂され、ごみ焼却施設を新設する際の交付要件として、一般廃棄物会計基準の導入が追加されました。

以上のことから、本市においても一般廃棄物会計基準を導入し、活用することで、ごみ処理に関する事業の効率化を図るとともに、広域処理に向けた施設整備及び運営のあり方の検討を進めます。

### ウ ごみ処理の有料化の検討

「一般廃棄物処理有料化の手引き（2022年3月、環境省）」において、ごみ処理の有料化は、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などの施策手段として位置づけられています。

本市では、粗大ごみの戸別収集や環境センターへの直接搬入において手数料を徴収していますが、市が収集する家庭系ごみについては、2025（令和7）年度時点で有料化を実施していません。

近年、ごみの減量化は進んできているものの、2023（令和5）年度一般廃棄物処理事業実態調査によると、本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は501g、県下54自治体中34位という結果であり、減量の余地はまだあると考えられます。

また、将来的なごみの広域処理に向けて、ごみの減量化がこれまでよりも一層求められる状況にあります。

家庭系ごみ処理の有料化は、ごみの大幅な減量化が期待される施策であることに加え、導入を検討することが、ごみ焼却処理施設新設時の循環型社会形成推進交付金の交付要件でもあることから、本計画におけるごみ減量目標の達成状況やごみ処理事業に係る財政負担状況等を注視しつつ、総合的かつ慎重に検討を進めます。

### （5）大規模災害への対応に関する施策

地震や風水害などの大規模災害時には、大量の災害廃棄物が発生し、生活環境に重大な被害を発生させるだけではなく、交通や生活、ライフラインの復旧を妨げます。

まずは被災地から災害廃棄物を撤去することが、復旧・復興の第一歩です。

大規模災害の発生時には、「稻沢市災害廃棄物処理計画」に基づく迅速かつ円滑な処理を実施し、早期の復旧・復興を目指します。

また、生活ごみの収集についても、発災初動期から被害状況等の調査を進めるとともに収集体制の再構築を行い、早期の再開を目指します。

災害対策においては平時の備えも重要です。平時から市民への情報発信や計画の見直し、災害時応援協定に基づく連携体制の構築などソフト面の対策を中心に進めていきます。

市職員に向けても定期的に研修や訓練を企画・実施することで、災害に対応できる体制の構築に努めます。

### 3 ごみの減量目標

#### (1) 実績及び将来推計

区分			実績						推計				
			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
総人口 10/1	人	136,887	136,315	135,586	134,556	133,697	133,054	132,431	130,966	129,501			
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	365	366		
ごみ排出量	家庭系	収集	t/年	22,972	23,228	23,015	22,771	21,650	20,888	20,675	20,333	19,861	
		直接持込	t/年	318	268	219	195	230	238	236	232	226	
		可燃ごみ	t/年	23,290	23,496	23,234	22,966	21,880	21,126	20,911	20,565	20,087	
		計	g/人・日	464.9	472.2	469.5	467.6	447.1	435.0	432.6	430.2	423.8	
		不燃ごみ	t/年									20,557 20,040	
	事業系	収集	t/年	1,735	1,981	1,791	1,612	1,532	1,405	1,399	1,383	1,370	
		直接持込	t/年	1,053	1,186	1,086	979	1,004	939	935	924	916	
		粗大ごみ（戸別）	t/年	106	128	118	132	118	124	121	120	118	
		発火性危険物	t/年	2,788	3,167	2,877	2,591	2,536	2,344	2,334	2,307	2,286	
		計	g/人・日	55.6	63.7	58.1	52.8	51.8	48.3	48.3	48.3	48.2	
資源化	直接資源化	許可搬入	t/年	6,640	5,758	5,981	5,991	5,970	5,810	5,735	5,693	5,656	
		可燃ごみ	直接持込	t/年	443	418	431	385	390	405	400	397	394
		計	t/年	7,083	6,176	6,412	6,376	6,360	6,215	6,135	6,090	6,050	
		不燃ごみ	許可搬入	t/年	80	103	99	74	75	70	69	68	66
		直接持込	t/年	30	32	19	1	2	2	2	2	2	
	製品プラ	計	t/年	110	135	118	75	77	72	71	70	68	
		し原処理汚泥	t/年	7,193	6,311	6,530	6,451	6,437	6,287	6,206	6,160	6,118	
		計	t/年	35,190	34,909	34,532	33,913	32,694	31,633	31,303	30,811	29,988	
		団体回収	t/年	1,188	722	719	673	594	527	527	521	517	
		分別收集	t/年	3,145	3,086	2,913	2,749	2,495	2,279	2,267	2,242	2,223	
中間処理	施設処理資源化	地域ステーション	t/年	104	127	123	109	100	101	110	109	108	
		プラスチック製容器包装	t/年	1,588	1,623	1,595	1,535	1,472	1,444	1,436	1,420	1,408	
		製品プラ	収集可燃ごみ由来	t/年								8 47	
		収集不燃ごみ由来	t/年								44 264		
		計	t/年								52 311		
	焼却処理	拠点回収	t/年	64	74	70	72	73	99	74	73	73	
		計	t/年	4,901	4,910	4,701	4,465	4,140	3,923	3,887	3,896	4,123	
		小型家電資源化	t/年	88	95	46	32	35	35	34	33	33	
		廃金属	t/年	188	158	69	63	55	78	77	76	76	
		アルミ類	t/年	4	12	20	21	16	10	10	10	9	
最終処分	焼却処理	鉄類	t/年	76	256	411	367	377	354	352	342	306	
		焙焼資源化	t/年	394	393	294	293	297	890	881	867	844	
		セメント化	t/年	392	393	490	598	393	520	515	507	493	
		計	t/年	786	786	784	891	690	1,410	1,396	1,374	1,337	
		計	t/年	1,142	1,307	1,330	1,374	1,173	1,887	1,869	1,835	1,761	
	最終処分	家庭系資源化量	t/年	6,806	6,525	6,346	6,167	5,604	5,875	5,828	5,797	5,930	
		事業系資源化量	t/年	425	414	404	345	303	462	455	455	471	
		計	t/年	7,231	6,939	6,750	6,512	5,907	6,337	6,283	6,252	6,401	
		破碎処理量	t/年	2,728	3,177	2,998	2,703	2,641	2,427	2,415	2,344	2,099	
		破碎後可燃物類	t/年	2,558	2,579	1,944	1,802	1,784	1,547	1,540	1,494	1,338	
リサイクル率	焼却処理	破碎後金屬類	t/年	80	268	431	388	393	364	362	352	315	
		破碎後不燃物類	t/年	90	330	623	513	464	516	513	498	446	
		収集+直接持込 (1人1日平均排出量)	t/年	30,373	29,672	29,646	29,342	28,240	27,341	27,046	26,647	26,090	
	最終処分	直接搬入ごみ	t/年	4,461	4,716	4,340	4,088	3,971	3,785	3,755	3,674	3,446	
		計	t/年	34,834	34,388	33,986	33,430	32,211	31,126	30,801	30,321	29,536	
		焼却残渣主灰量	t/年	3,333	3,422	3,677	3,453	3,659	3,341	3,306	3,255	3,170	
最終処分率	焼却処理	焼却残渣飛灰量	t/年	895	836	839	842	813	814	806	793	772	
		最終処分量	t/年	3,442	3,472	3,732	3,404	3,782	2,745	2,716	2,674	2,605	
		総排出量	t/年	41,279	40,541	39,952	39,051	37,428	36,083	35,717	35,228	34,628	
リサイクル率	最終処分率	リサイクル率	%	17.5	17.1	16.9	16.7	15.8	17.6	17.6	17.7	18.5	
		最終処分率	%	8.3	8.6	9.3	8.7	10.1	7.6	7.6	7.6	7.5	

## 第5章 ごみ処理基本計画

推計								推計根拠	
R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度		
128,036	126,571	125,107	124,240	123,373	122,506	121,639	120,772	(1) (1) 社人研推計値	
365	365	365	366	365	365	366	366	(2) 年間日数	
19,282	18,764	18,254	17,889	17,426	17,017	16,611	16,254	(3) (3) <sup>*</sup> ÷(5) <sup>*</sup> ×(5) ※R6実績値	
220	214	208	204	199	194	189	185	(4) (5)−(3)	
10,502	10,978	10,462	10,093	10,625	10,211	10,800	10,439	(5) (1)×(2)×(6)÷1,000,000	
417.3	410.8	404.3	397.9	391.4	384.9	378.4	371.9	(6) 推計式:一次傾向線	
19,456	18,933	18,417	18,048	17,581	17,167	16,756	16,395	(7) (5)−(34) ※製品プラの潜在量を減じた値	
1,350	1,335	1,319	1,303	1,282	1,265	1,248	1,237	(8) (8) <sup>*</sup> ÷(10) <sup>*</sup> ×(10) ※R6実績値	
903	892	882	871	857	846	834	827	(9) (8)−(10)	
2,253	2,227	2,201	2,174	2,139	2,111	2,082	2,064	(10) (1)×(2)×(11)÷1,000,000	
48.2	48.2	48.2	47.8	47.5	47.2	46.9	46.7	(11) 推計式:べき曲線	
1,992	1,969	1,946	1,920	1,888	1,862	1,834	1,818	(12) (10)−(35) ※製品プラの潜在量を減じた値	
117	115	114	114	113	112	111	111	(13) (1)×(2)×(14)÷1,000,000	
2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	(14) R1～R6平均値	
28	28	27	27	27	27	27	27	(15) (1)×(2)×(16)÷1,000,000	
0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	(16) R6実績	
21,593	21,045	20,504	20,109	19,609	19,168	18,728	18,351	(17) R1～R8:(5)+(10)+(13)+(15) R9以降:(7)+(12)+(13)+(15)	
462.0	455.5	449.0	442.2	435.5	428.7	421.8	415.2	(18) (17) <sup>*</sup> ÷(1)÷(2)×1,000,000	
5,623	5,593	5,567	5,542	5,519	5,498	5,479	5,460	(19) (19) <sup>*</sup> ÷(21) <sup>*</sup> ×(21) ※R6実績値	
392	390	388	386	385	384	382	381	(20) (21)−(19)	
6,015	5,983	5,955	5,928	5,904	5,882	5,861	5,841	(21) 推計式:べき曲線	
64	62	60	59	58	56	55	54	(22) (22) <sup>*</sup> ÷(24) <sup>*</sup> ×(24) ※R6実績値	
2	2	2	2	1	2	2	2	(23) (24)−(22)	
66	64	62	61	59	58	57	56	(24) 推計式:べき曲線	
6,081	6,047	6,017	5,989	5,963	5,940	5,917	5,897	(25) (21)+(24)	
1,642	1,622	1,602	1,582	1,562	1,542	1,522	1,504	(26) R17:一般廃棄物処理基本計画目標値から算出(汚泥量算出シート参照)	
29,316	28,714	28,123	27,680	27,134	26,650	26,167	25,752	(27) (17)+(25)+(26)	
509	504	498	496	491	487	484	482	(28) (1)×(2)×(29)÷1,000,000	
10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	(29) R6実績値	
2,192	2,167	2,142	2,133	2,112	2,097	2,082	2,073	(30) (1)×(2)×(31)÷1,000,000	
46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	46.9	(31) R6実績値	
107	105	104	104	103	102	101	101	(32) (1)×(2)×(33)÷1,000,000	
2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	(33) R1～R6平均値	
1,388	1,372	1,356	1,351	1,337	1,328	1,319	1,313	(34) (1)×(2)×(35)÷1,000,000	
29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	29.7	(35) R6実績値	
46	45	45	45	44	44	44	44	(36) (38)×15%※ 製品プラ量のうち收集可燃ごみ由来量の割合(フーリー括モデル事業報告書p36)より	
261	258	255	254	251	249	248	246	(37) (38)−(36)	
307	303	300	299	295	293	292	290	(38) (34)÷容器包装プラ比率(81.9%)×製品プラ比率(18.1%)※フーリー括モデル事業報告書p42より (R9年2月より開始したため、R8年度は2/12した値)	
72	71	70	70	69	69	68	68	(39) (1)×(2)×(40)÷1,000,000	
1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	(40) R1～R6平均値	
4,066	4,018	3,972	3,957	3,916	3,889	3,862	3,845	(41) (30)+(32)+(34)+(38)+(39)	
33	32	32	32	32	31	31	31	(42) (1)×(2)×(43)÷1,000,000	
0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	(43) R6実績値	
75	74	73	73	72	72	71	71	(44) (1)×(2)×(45)÷1,000,000	
1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	(45) R6実績値	
9	8	8	8	8	8	8	8	(46) (46) <sup>*</sup> ÷(55) <sup>*</sup> ×(55) ※R6実績値	
301	298	294	290	285	281	277	275	(47) (47) <sup>*</sup> ÷(55) <sup>*</sup> ×(55) ※R6実績値	
826	808	792	779	764	750	736	725	(48) (48) <sup>*</sup> ÷(63) <sup>*</sup> ×(63) ※R6実績値	
482	472	463	455	446	438	430	423	(49) (49) <sup>*</sup> ÷(63) <sup>*</sup> ×(63) ※R6実績値	
1,308	1,280	1,255	1,234	1,210	1,188	1,166	1,148	(50) (48)+(49)	
1,726	1,692	1,662	1,637	1,607	1,580	1,553	1,533	(51) (42)+(44)+(46)+(47)+(50)	
5,838	5,759	5,683	5,646	5,574	5,520	5,467	5,430	(52) (54)−(53)	
463	455	449	444	440	436	432	430	(53) R1～R8:(24)÷((10)+(13)+(24)×(54)+(21)÷(62)×(50)) R9以降:(24)÷((12)+(13)+(24)×(54)+(21)÷(62)×(50))	
6,301	6,214	6,132	6,090	6,014	5,956	5,899	5,860	(54) (28)+(41)+(51)	
2,067	2,042	2,017	1,990	1,956	1,929	1,900	1,883	(55) R1～R8:(10)+(13)+(24)−(42)−(44) R9以降:(12)+(13)+(24)−(42)−(44)	
1,318	1,302	1,285	1,269	1,247	1,230	1,211	1,201	(56) (55)−(57)−(58)	
310	306	303	298	293	289	285	282	(57) (57) <sup>*</sup> ÷(55) <sup>*</sup> ×(55) ※R6実績値	
439	434	429	423	416	410	404	400	(58) (58) <sup>*</sup> ÷(55) <sup>*</sup> ×(55) ※R6実績値	
25,471	24,916	24,372	23,976	23,485	23,049	22,617	22,236	(59) R1～R8:(5)+(21) R9以降:(7)+(21)	
545	539	534	527	522	516	509	503	(60) (59)÷(1)÷(2)×1,000,000	
3,399	3,358	3,316	3,274	3,225	3,182	3,137	3,105	(61) (26)+(56)+(58)	
28,870	28,274	27,688	27,250	26,710	26,231	25,753	25,341	(62) (59)+(61)	
3,099	3,035	2,972	2,925	2,867	2,816	2,764	2,720	(63) (63) <sup>*</sup> ÷(62) <sup>*</sup> ×(62) ※R6実績値	
755	739	724	713	699	686	673	663	(64) (64) <sup>*</sup> ÷(62) <sup>*</sup> ×(62) ※R6実績値	
2,546	2,494	2,441	2,404	2,356	2,314	2,271	2,235	(65) (63)+(64)−(50)	
33,891	33,236	32,593	32,133	31,541	31,026	30,513	30,079	(66) (27)+(28)+(41)	
18.6	18.7	18.8	19.0	19.1	19.2	19.3	19.5	(67) (54)÷(66)×100	
7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	(68) (65)÷(66)×100	

※2025(R7)の計画処理人口のみ実績値 出典：稲沢市[住民基本台帳（令和7年10月1日現在）]

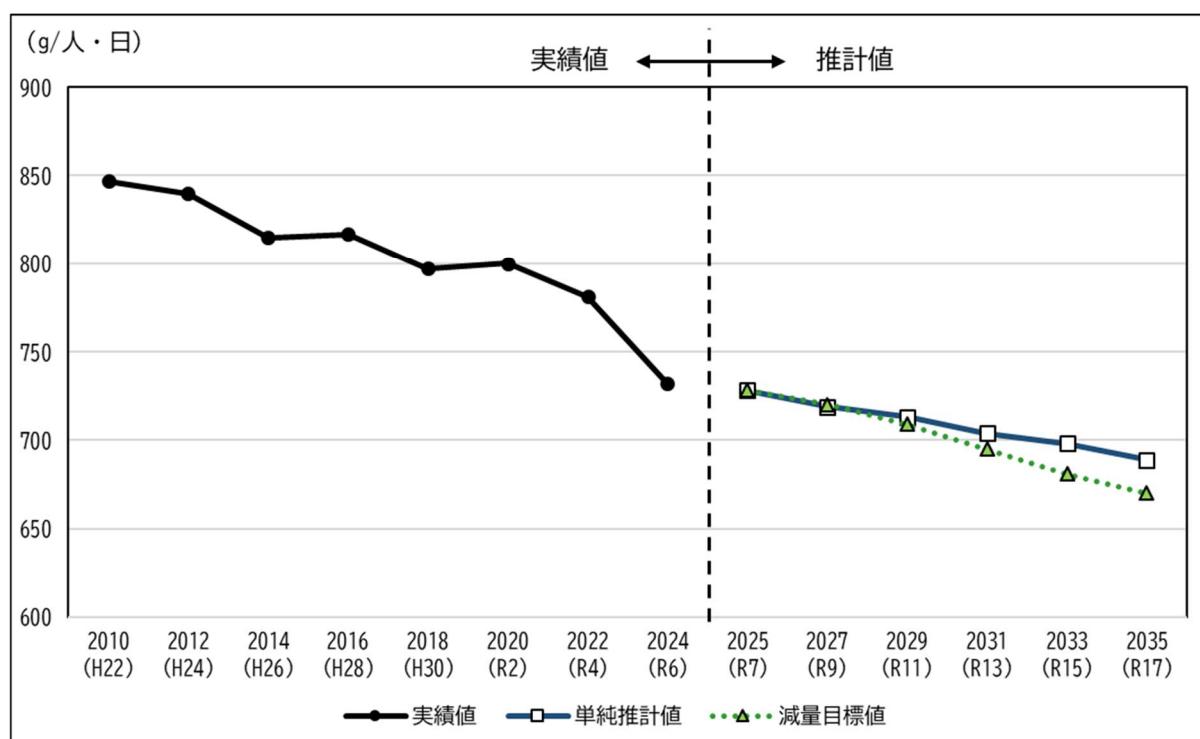
表34 ごみ処理基本計画の数値目標

指標	実績値 2024(R6)年度	単純将来 2035(R17)年度	目標値 2035(R17)年度
1人1日排出量	732 g/人・日	689 g/人・日	670 g/人・日 (▲8.5%)※
資源化率	17.6 %		19.5 %

※増減は2024(令和6)年度実績値に対する値

数値目標が達成された場合、1人1日当たりのごみ排出量は図21のように推移します。

図21 数値目標達成時のごみ1人1日排出量の推移



### (2) ごみの減量化に向けた施策の推進及び検討事項

本計画における数値目標を達成するためには、ごみの量を現況推移ケースからさらに約3%削減する必要があります。

数値目標の達成に向けて、既存の施策の中でもごみ減量効果が高いと考えられる施策に重点的に取り組みます。また、今後のごみ減量化の進捗状況によっては、新たな品目の資源化や制度の見直し等による減量化施策も視野に検討を進めます。

表38 ごみの減量に向けた施策

重点的に取り組む基本施策	将来的に検討を進める施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックの資源化の推進</li> <li>生ごみの減量化の推進</li> <li>ミックスペーパーの資源化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>剪定枝の資源化</li> <li>ごみ処理の有料化</li> </ul>

### 4 ごみ処理に関する各主体の役割

#### (1) 行政の役割

- ・ ごみ減量施策に取り組み、ごみの発生抑制及び資源化を推進する
- ・ ごみの安定処理を行う
- ・ 市民、事業者、行政が協働してごみの発生抑制に取り組める体制を構築する
- ・ 市民に向けた情報発信や環境教育に取り組む など

#### (2) 市民の役割

- ・ 商品の購入にあたって、マイバッグの持参や詰め替え可能製品の選択など、使い捨ての商品を避ける行動により、ごみの発生抑制に努める
- ・ 不要になったものはまずリユースを検討する、リユース品を選択的に利用する
- ・ 3 キリ運動（使い切り、食べ切り、水切り）や 3010 運動への協力による生ごみの減量
- ・ 生ごみ処理機や段ボールコンポストなどの利用により生ごみの自家処理を進める
- ・ フードドライブやフードバンクに協力し、食品ロスの発生抑制に努める
- ・ ごみの排出者として適正処理や分別、資源化に協力する など

#### (3) 事業者の役割

- ・ 事業活動で生じたごみの適正処理及び資源化を推進する
- ・ 賞味期限表示や 3 分の 1 ルールなどの商慣習の見直しによる食品ロス発生抑制に努める
- ・ 在庫管理の徹底や製造工程の工夫など、循環型社会の形成に向けた見直しを行う
- ・ 過剰包装を避ける製品設計を行う
- ・ 事業者の立場や視点から市民への環境教育に取り組む など

## 5 家庭系ごみの種類及び分別の区分

本市の家庭系ごみ及び資源の分別区分と収集体制を示す表13を再掲します。

表13 ごみ・資源の分別区分及び収集体制（再掲）

分別区分		収集方法	収集頻度(体制)
ごみ	可燃ごみ	指定袋によるステーション収集	週2回(直営・委託)
	不燃ごみ		月2回(直営・委託)
	粗大ごみ	事前申込みによる有料戸別収集	週1回(委託)
	発火性危険物※1	任意の透明袋によるステーション収集	週2回(直営・委託)
資源	プラスチック製容器包装※2	指定袋によるステーション収集	週1回(委託)
	紙類	①分別収集 ・収集容器等によるステーション収集 ・行政区単位で実施 ②地域ステーション ・収集容器等によるステーション収集 ・指定の日曜日に公共施設で実施 ③拠点回収	①月1回(委託) ②年39回(委託) ③随時
	新聞紙・チラシ		
	雑誌		
	段ボール		
	牛乳パック		
	ミックスペーパー		
	布類	①地域ステーション ・収集容器等によるステーション収集 ・行政区単位で実施 ②拠点回収	①年39回(委託) ②随時
	ガラスびん類		
	無色		
	茶色		
	緑色		
	その他の色		
	金属類	①地域ステーション ・収集容器等によるステーション収集 ・行政区単位で実施 ②拠点回収	①年39回(委託) ②随時
	スチール缶・小物の鉄類		
	アルミ缶		
	ペットボトル	①地域ステーション ・収集容器等によるステーション収集 ・行政区単位で実施 ②拠点回収	①年39回(委託) ②随時
	植物性食用油		
	蛍光管		
	乾電池	拠点回収	随時
	小型家電		
	インクカートリッジ		
	水銀使用製品(温度計・血圧計・体温計)		
	羽毛ふとん		

※1 スプレー缶、カセットボンベ、モバイルバッテリー、充電式電池内蔵の小型家電、ライター類

※2 2026(令和8)年度からプラスチック製品との一括回収を予定しています

## 6 ごみの適正な処理及びこれを実施する者

本市のごみの収集区分別の処理主体と処理方法及び処理施設を表39に示します。

表39 区別別の処理主体と処理方法及び処理施設

分別区分	収集運搬 主体	中間処理			最終処分・資源化	
		主体	方法	施設等	主体	方法
ごみ	可燃ごみ	市 (直営・委託)	焼却処理	環境 センター	市(委託)	・埋立処理 ・資源化
	不燃ごみ		破碎処理後 焼却処理			
	粗大ごみ	市(委託)				
	発火性危険物※1	市 (直営・委託)	選別	環境 センター	・埋立処理(ライター類) ・再生業者へ引き渡す (スプレー缶類、小型家電)	
収集資源	プラスチック製容器包装※2		市(委託)	選別・ 圧縮固縛	民間施設	(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡す
	紙類 (ミックスペーパー)	市(委託)	圧縮固縛	民間施設	再生業者へ引き渡す	
	紙類 (ミックスペーパー以外)		再生業者へ引き渡す			
	布類	市(委託)	再生業者へ引き渡す			
	ガラスびん類 (無色・茶色・緑色)		市(委託)	保管	民間施設	(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡す
	ガラスびん類 (その他の色)	市(委託)	再生業者へ引き渡す			
	金属類		圧縮固縛	民間施設	再生業者へ引き渡す	
	ペットボトル	市(委託)	再生業者へ引き渡す			
	蛍光管		再生業者へ引き渡す			
拠点回収資源	紙類、布類、ガラスびん類(無色・茶色・緑色)、金属類、ペットボトル、植物性食用油、蛍光管、乾電池、インクカートリッジ、水銀使用製品、羽毛ふとん	排出者	再生業者へ引き渡す			
	ガラスびん類 (その他の色)	排出者	市(委託)	保管	民間施設	(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡す
	小型家電	排出者	市(直営)	選別	環境 センター	再生業者へ引き渡す

※1 スプレー缶、カセットボンベ、モバイルバッテリー、充電式電池内蔵の小型家電、ライター類

※2 2026(令和8)年度からプラスチック製品との一括回収を予定しています

# 第6章 生活排水処理の現状

## 1 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念及び目標

最近になって、特に生活排水による水質汚濁、生態系や飲料水等への影響が問題となってきており、その対策の必要性と緊急性が社会的にも深く認識されるようになっています。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、市民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、水質の改善を図ることによって多種類の水生生物の棲息、河川の浄化改善を目指しています。

### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととし、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとします。

- ①人口の密集地域においては、公共下水道の整備を図ります
- ②密集地から離れた集落・家屋については、各戸で合併処理浄化槽により処理します

## 2 生活排水の排出の状況

本市における生活排水の排出の状況は、表 40 に示すとおりであり、2024（令和6）年度において、計画処理区域内人口 132,435 人のうち 119,940 人については、生活排水の適正処理がなされています。

合併処理浄化槽は、集合住宅において設置した比較的規模の大きなものが主体でしたが、2001（平成 13）年 4 月から単独処理浄化槽の新設が禁止されたため、個人住宅において設置が増加しています。

なお、浄化槽設置整備事業については、1989（平成元）年度から事業を実施していますが、市民の要望も強く、今後とも計画的な設置整備を図ることとしています。

公共下水道は、2000（平成 12）年 4 月から順次供用開始しています。農業集落排水施設は、千代地区始め 10 地区あり、1991（平成 3）年 6 月から順次供用開始しています。

また、平六地区のコミュニティ・プラントは、2000（平成 12）年 4 月から供用開始しています。

農業集落排水施設の天池地区を始めとした 5 地区及びコミュニティ・プラントの平六地区は、公共下水道へ順次編入します。

表40 生活排水の排出状況

(単位:人)

区分	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
1 計画処理区域内人口(住民基本台帳)	135,941	134,748	133,783	133,181	132,435
2 汚水処理人口 (割合)	111,999 82.4%	114,550 85.0%	116,863 87.4%	117,370 88.1%	119,940 90.6%
(1) 公共下水道 (割合)	60,977 44.9%	62,691 46.5%	63,729 47.6%	63,560 47.7%	64,766 48.9%
(2) 農業集落排水施設 (割合)	7,448 5.5%	7,364 5.5%	7,152 5.3%	7,109 5.3%	7,178 5.4%
(3) 合併処理浄化槽 (割合)	43,061 31.7%	43,987 32.6%	45,523 34.0%	46,207 34.7%	47,500 35.9%
(4) コミュニティ・プラント (割合)	513 0.4%	508 0.4%	459 0.3%	494 0.4%	496 0.4%
3 汚水未処理人口(単独処理浄化槽) (割合)	18,225 13.4%	15,438 11.5%	12,449 9.3%	11,536 8.7%	8,255 6.2%
4 非水洗化人口 (割合)	5,717 4.2%	4,760 3.5%	4,471 3.3%	4,275 3.2%	4,240 3.2%
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

(各年度末現在)

### 3 し尿処理施設の概要

本市が所有するし尿処理施設の概要を表41に示します。

し尿処理施設から発生する脱水汚泥は、助燃剤としてごみ処理施設で有効利用されます。

表41 し尿処理施設の概要

施設名	稻沢市汚泥再生処理センター(仮称※)
所在地	稻沢市平和町須ヶ谷本田101番地1
竣工	2026(令和8)年3月31日
設計施工	カナデビア株式会社
総事業費	3,400,210,000円(消費税10%含む)
敷地面積	28,877.61m <sup>2</sup>
建物延面積	1,629.14m <sup>2</sup>
処理能力	128kℓ/日
処理方式	前脱水+希釀放流
運転・維持管理	指定管理者制度による管理委託

※パブリックコメント実施時点では仮称

### 4 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を、表42に示します。

表42 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	稻沢市
(2) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	稻沢市
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(4) コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	稻沢市
(5) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(6) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	稻沢市

## 第7章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水の処理計画

#### (1) 処理の目標

「第6章 1 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、目標年度には生活排水処理率を97.5%に上げることを目標とし、将来にわたっては公共下水道又は合併処理浄化槽により整備を進め、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目指します。

また、市内の各地域の実情に対応した処理方式を採用するものとします。

#### ア 生活排水の処理の目標

表43 生活排水の処理の目標

区分	2024(R6)年度末	2035(R17)年度末 (目標年度)
生活排水処理率	90.6%	97.5%

#### イ 人口の内訳

表44 人口の内訳

(単位：人)

区分	2024(R6)年度末	2035(R17)年度末 (目標年度)
1 行政区内人口	132,435	120,772
2 計画処理区域内人口	132,435	120,772
3 水洗化・生活雑排水処理人口	119,940	117,872

#### ウ 生活排水の処理形態別内訳

表45 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

区分	2024(R6)年度末	2035(R17)年度末 (目標年度)
1 計画処理区域内人口（住民基本台帳）	132,435	120,772
2 水洗化・生活雑排水処理人口	119,940	117,872
(1) 公共下水道	64,766	62,256
(2) 農業集落排水施設	7,178	3,035
(3) 合併処理浄化槽	47,500	52,581
(4) コミュニティ・プラント	496	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	8,255	1,818
4 非水洗化人口（汲み取り便槽）	4,240	1,082
5 計画処理区域外人口	0	0

### (2) 生活排水を処理する区域及び人口等

本市が、公共下水道または合併処理浄化槽を検討していく地域については、地区の特性、周辺環境から処理方式を定めました。

人口密集地においては公共下水道を主として、その他地域においては合併処理浄化槽により順次整備を進めます。

### (3) 施設及びその整備計画の概要

表 46 施設及びその整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口 (人)	整備予定年度	事業費見込み (百万円)
合併処理浄化槽 (補助対象分)	市内全域 (浄化槽処理促進区域)	6,240	2026(R8)年度 ～2035(R17)年度	490
公共下水道	市街地中心部及び一部周辺部 71.9ha	4,158	2026(R8)年度 ～2035(R17)年度	2,958

※浄化槽処理促進区域：下水道事業計画区域などを除く地域（別図参照）

## 2 し尿・汚泥の処理計画

### (1) 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しています。

本市のし尿処理施設は、2026（令和8）年3月竣工で、1日あたり 128kℓ までを処理することができます。

許可業者により収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で一次処理され、処理水は日光川上流流域下水道へ放流されます。

また、し尿処理施設で発生した脱水汚泥は、ごみ処理施設で助燃剤として有効利用されます。

### (2) し尿・汚泥の排出状況

「第7章 1(1)ウ 生活排水の処理形態別内訳」に基づく、し尿・汚泥の排出状況を、表 47 に示します。

表 47 し尿・汚泥の排出状況

区分	2024(R6)年度末	2035(R17)年度末 (目標年度)
汲み取りし尿	6.5 kℓ/日	1.7 kℓ/日
浄化槽汚泥 農業集落排水汚泥 コミュニティ・プラント汚泥	126.5 kℓ/日	114.5 kℓ/日
合計	133.0 kℓ/日	116.2 kℓ/日

### (2) し尿・汚泥の排出状況

し尿・汚泥の収集・運搬・最終処分については、現在の形態で実施するものとします。

### 3 その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性、家庭でできる排水対策等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じて、その徹底に努めるものとします。